

北宋三班使臣考

友 永 植

A Study of “*San Ban Shi Ceng*” during the Northern Song

SHOKU TOMONAGA

This article is a study of “*San Ban Shi Chen* 三班使臣” during the *Northern Song* 北宋 Dynasty. The system of “*San Ban* 三班” as pure aides to the Emperor in the *Wu Dai* 五代 Period changed its qualitative and quantitative character and lost the role of being aides. However, “*San Ban Shi Chen*” holding the role of “*Ge Men Zhi Hou* 閤門祇候” which served as aides to the Emperor, newly appeared and maintained despotism by the Emperor.

序 言

近年の宋代史研究における特色のひとつは、梅原郁氏の『宋代官僚制度研究』¹⁾の上梓に象徴されるごとく、官制研究の目覚ましい進展であろう。筆者も宋朝皇帝独裁体制の解明の上から、特にこの分野に興味を抱いてきた。従来、宋代官僚研究は文臣科挙官僚の分析が中心であったが、筆者はかねて武臣官僚の存在意義に注目し、先に下級武官の三班使臣に関して唐・五代における遡及的考察を行った²⁾。小論はこれの続編で、北宋の三班使臣について考察したものである。三班使臣に関しては、すでに小岩井弘光・梅原郁両氏が高説を発表され³⁾、筆者としても多分のご教示をえた。とくに梅原氏のご高論は武官全体を覆うもので、これによって武官体系の大枠を鳥瞰することが可能になった。小論ではかかる両氏の高説を踏まえ、唐・五代の延長線上に宋代の三班使臣を据えて、特に宋初における三班組織の変質の政治史的意味を考えてみたい。

宋代の三班使臣を論じるにあたり、唐・五代のそれについて簡単に卑見を述べておこう。なお、三班使臣の呼称は宋代に至って始めて用いられるのであるが、本稿では便宜的に唐・五代

に関する使用することにする。三班使臣(唐・五代の供奉官・殿直・承旨)は唐代中期に設けられた内庭における令外の雑掌で、唐では内官が任ぜられた⁴⁾。五代では皇帝潜竜時代の旧臣などの親信士人が起用され⁵⁾、軍事を中心に警察あるいは財務に関する末端業務を督御して、皇帝権力の地方および国政末端部局への浸透に甚だ寄与した⁶⁾。まさに皇帝の耳目爪牙として活動し、その中央集権化と独裁権の維持・強化に与って宋朝体制の確立に重要な役割を演じたのであった。

1 三班使臣の活動

軍事緊要な五代において三班使臣は主に軍事・警察関係の任務を担わされたことから、宋におよぶと官制上では武官の班序を示す階称すなわち寄禄官として扱われ、その担当職務は差遣と称されるようになった⁷⁾。

そこで、まず三班使臣が任じられた差遣および臨時に拝命した任務を検討してみよう。以下に『統資治通鑑長編』(以下『長編』)と『宋史』からそれらを抽出するが、通常の差遣に該当するものは史例が多数にのぼるため表示した。また本論における考察は主として北宋前半を対象とするので、時代は仁宗朝あたりまでに限った。

(1) 知州軍・知果

表1-a (出典「長編」)

卷	時代	人名	三班官	閩職	知州	差遣
45	真宗 宗平 2/7	孫存忠	崇班	○	○	知朗州
〃	〃 2/9	馮勵	崇班	○	○	知宜州
〃	〃	張從古	供奉	○	○	知宜州
46	3/1	楊懷忠	供奉	○	○	知蜀州
52	5/5	馬濟	侍禁	○	○	知順安軍
54	6/4	丁惟清	侍禁	○	○	知西涼州
55	6/6	丁瑋	供奉	○	○	知渭州
57	景徳 1/閏4	賈宗	供奉	○	○	岢嵐軍使
65	4/3	袁繼遷	殿直	○	○	知廉州
66	4/8	張崇貴	殿直	○	○	知懷遠軍
79	大中祥符 5/10	曹永吉	供奉	○	○	知宜州
82	7/6	宋賁	侍禁	○	○	知江安果
〃	7/4	?	使臣	○	○	知辰州・鼎州
88	9/9	蒙壯	殿直	○	○	知帰化州
89	天禧 1/5	張崇浚	殿直	○	○	知臨江軍新淦果
91	2/2	張倫	崇班	○	○	知鎮戎軍
92	2/5	錢絳	崇班	○	○	知辰州
〃	〃	〃	承制	○	○	知鳳州
〃	〃	劉永	左侍禁	○	○	知施州
〃	〃	史方	右侍禁	○	○	知澧州
〃	〃	〃	西供奉	○	○	知辰州
93	3/4	盧鑑	崇班	○	○	知保州
95	4/2	張淡	供奉	○	○	知邠州
101	仁宗 1/12	鄧雅	承制	○	○	知宜州
111	明道 1/8	高繼嵩	崇班	○	○	知鎮戎軍
112	2/11	折繼宣	右殿直	○	○	知府州
115	景祐 1/10	齊宗矩	承制	○	○	知隰州
116	2/2	吳守則	東供奉	○	○	知臨江軍
〃	2/5	田丙	東供奉	○	○	知貴州
120	2/4	劉允忠	西供奉	○	○	知施州
123	宝元 2/6	張昭懿	崇班	○	○	知辰州
133	慶曆 1/8	王餘慶	侍禁	○	○	知澧州
151	4/7	李康伯	左侍禁	○	○	知瀘州
181	至和 2/12	蒙全會	奉職	○	○	知安化州
195	嘉祐 6/12	郭鸞	承制	○	○	知豐州

※紙幅の関係から三班官の名称は適宜省略した。以下の表についても同様。

表1-b

(出典「宋史」)

卷	皇帝	人名	三班官	閩職	知州	差遣
309	真宗	閻日新	崇班			知劍門果
326	〃	史方	右殿直	○	○	知邵州・知澧州
〃	〃	〃	西供奉	○	○	知辰州・知夔州
〃	〃	盧鑑	右侍禁	○	○	知儀州
〃	〃	張昭遠	左殿直	○	○	知火山軍
〃	真宗?	盧鑑	西供奉		○	知利州・保州・原州・環州・丹州・知広信軍
325	〃	王仲宝	左殿直	○	○	知信安軍
〃	仁宗	〃	崇班	○	○	知鎮戎軍
326	〃	康徳輿	崇班	○	○	知原州・慶州
335	〃	种世衡	崇班			知青澗城
259	太祖	袁繼忠	右殿直			知雲軍
〃	〃	郭守文	西供奉		○	知簡州
273	〃	李繼溥	東供奉		○	知慈州・行石州
254	太宗	侯延広	西供奉	○	○	知靈州
290	〃	孫繼鄴	西供奉	○	○	知環州
258	真宗	曹繼璠	西供奉	○	○	知渭州
251	〃	慕容徳深	崇班		○	知夔州
276	〃	張從吉	供奉		○	知宜州

上表のごとく辺防との関係からであろう、沿辺の州・軍・果の長官に任用された。

(2) 都監・監押

表2-a

(出典「長編」)

卷	時代	人物	三班官	閩職	差遣	
8	大乾 祖徳 5/1	王漢英	供奉		新津監押	
〃	開 5/11	武仁誨	供奉		嘉州監押	
14	6/1	傅廷翰	殿直		口州監押	
27	雍 昭 3/12	馬知節	東供奉	△	監博州軍	
36	淳化 5/5	辛規	供奉		(梓州?) 監軍	
45	真宗 平 2/9	齊璘	供奉		寧化軍監押	
46	3/1	焦守節	侍禁	○	○	荊湖・江浙都巡檢司都監
47	3/11	張暇	崇班	△	○	靈州都監
66	4/8	何栄	崇班	○	◎	広州鈐轄
〃	〃	錢吉	奉職			天河寨監押
67	4/10	韓明	殿直			柳城縣監押
90	天禧 1/9	王日用	左殿直	○	△	寿州兵馬都監
103	仁宗 聖 3/8	趙士隆	崇班	○	○	合道・石昌寨都監
107	7/2	曹利涉	左侍禁	○	△	趙州都監
〃	7/3	何九齡	右殿直	△	△	貝州兵馬監押

111	明道 1/7	高德	左殿直		普義寨監押
112	1/8	高繼嵩	崇班	〇〇	陝西都監
112	2/6	張孚	右侍禁		廬山縣兵馬監押
115	景祐 1/10	王文	左侍禁	〇△	寧州都監
		盧訓	右侍禁		柔遠寨監押
	1/12	王昭序	右侍禁	〇◎	滄州都部署
118	3/6	高永錫	右侍禁		定胡縣監押
126	康定 1/1	劉政	西供奉	〇	淮安鎮都監
		王慶立	右侍禁		柔遠寨監押
		張奉	職		東谷寨監押
	1/2	邵元吉	西供奉		遠安寨都監
		王繼元	右侍禁		塞門寨都監
		王懿	右侍禁		永平寨監押
		韓遂	左殿直		”(栲棧寨?) 監押
	1/3	孫信	左殿直		乾興寨監押
127	1/4	張異	西供奉	〇〇	金明縣都監
		孟方	西供奉	〇△	延州都監
		李伯	左侍禁	〇〇	鄜延路安無都監
		王繼元	左侍禁	〇△	均州都監
	1/5	石平	東供奉	〇〇	塞門寨都監
129	1/11	王繼元	右侍禁	〇〇	秦鳳都監
		狄青	右侍禁	〇△	塞門寨兵馬監押
		桑懌	崇班	〇〇	涇州都監
131	慶曆 1/2	李簡	左侍禁	〇〇	涇原駐泊都監
		李禹亨	左侍禁	〇〇	陝西部押兵士
		劉鈞	右侍禁	〇〇	鎮戎軍監押
132	1/7	胡繼諤	承制	〇△	三川寨監押
		李緯	右侍禁	〇△	隰州都監
133	1/8	王顯	殿直	〇△	秦州駐泊都監
		孫吉文	殿侍	△	寧遠寨兵馬監押
134	1/12	王崇	崇班	〇〇	浮原都監
135	2/4	秦班	右侍禁	〇〇	永寧寨監押
136	2/5	張繼勳	東供奉	〇△	權慶州都監
138	2/10	王保承	承制	〇〇	涇原都監
		王賀	崇班	〇〇	環慶都監
		李岳	承制	〇〇	鎮戎軍都監
		許思純	左侍禁	〇〇	涇原都監巡檢司步軍監押
		董謙	左殿直	〇〇	瓦亭寨都監
141	3/6	齊再昇	東供奉	〇〇	秦鳳都監
143	3/10	劉瀛	右侍禁	〇〇	瓦亭寨監押
149	4/5	張昭亮	崇班	△	興元府都監
		李克明	西供奉	〇△	遂州駐泊都監
		張克明	東供奉	〇△	潭州都監
152	4/9	趙牧	東供奉	〇〇	安撫都監
		韋貴	西供奉	△	權保州都監
		李良臣	承制	〇△	鄆州都監
158	6/5	竇舜卿	崇班	〇〇	鄆州路都監
160	7/5	劉瀛	崇班	〇〇	水洛城都監
161	7/11	赦質	承制	◎	大名府鈐轄
162	8/閏1	馮文吉	承制	△	恩州都監

167	〃	趙惟一	右侍禁	△	梅州都監
172	〃	呂渭	崇班	〇	大名府路都監
172	景祐 1/10	李肅	奉職	△	邕州權都監
〃	〃	王日用	東供奉	△	橫州監押
〃	〃	馬貴	右殿直	〃	康州監押
〃	〃	韋貴	右侍禁	〇△	韶州都監
173	4/9	孫宗旦	承制	〇〇	荊湖南路江西北路都監
174	5/2	于震	東供奉	〇〇	廣南西路都監
〃	5/3	趙懷恩	崇班	〇〇	廣南西路都監
184	嘉祐 1/11	張忠	右殿直	〇△	單州監押
185	3/3	馬寧	借職	〇	臨寨堡監押
198	6/7	馬允正	左侍禁	〇	(前)涇井監監押

表 2—b

(出典『宋史』)

卷	皇帝	人名	三班官	關職	路分	差遣
259	太祖	袁繼忠	右殿直			嘉·蜀二州監軍
273	〃	李謙溥	東供奉			汾州路都監
290	太宗	孫繼鄴	西供奉	〇〇		鄜延路兵馬都監
254	〃	侯延広	西供奉	△		護延州軍
268	〃	楊守一	右殿直	〇△		護登州兵
308	〃	上官正	供奉	〇△		天雄監軍
〃	〃	裴濟	殿直			天威軍兵馬監押
〃	〃	〃	〃		△	易州監軍
〃	〃	季繼宣	供奉	〇		邠·寧·慶三州巡檢(司)都監
〃	〃	〃	〃		△	貝州監軍
〃	太宗?	張煦	殿直	△		欽州監軍
290	真宗	郭遠	奉職			真定兵馬監押
〃	〃	〃	奉職?	〇〇		環慶兵馬都監
261	〃	焦守節	左殿直	〇〇		江淮南·荊湖路兵馬都監
309	〃	閻日新	崇班		△	永興軍駐泊都監
326	〃	盧鑑	右殿直	〇〇		鄜延路兵馬都監
〃	〃	〃	〃		〇△	利州都監
〃	〃	〃	西供奉	〇〇		環慶路都監
323	真宗?	馬懷忠	奉職			青澗城兵馬監押
〃	〃	〃	右侍禁	〇〇		鄜延路都監
326	真宗?	張平君	奉職			?駐泊都監
323	仁宗	安俊	東供奉	〇△		環州都監
〃	〃	〃	崇班	〇〇		環慶路都監
〃	〃	〃	〃	〇〇		涇原路都監
〃	〃	張孜	供奉	〇△		陳州兵馬都監
324	〃	趙士隆	?	〇〇		邠寧·環慶路都監
325	〃	郭遵	左侍禁			柔遠寨兵馬監押
〃	〃	桑懌	西供奉	〇〇		廣西駐泊都監
〃	〃	〃	崇班	〇〇		涇原路兵馬都監
326	〃	康德興	崇班	〇〇		河陰兵馬都監
〃	〃	〃	〃	〇◎		益州路兵馬轄
349	〃	赦質	供奉	△		府州駐泊都監
〃	〃	〃	承制	〇		并代路都監
〃	〃	〃	〃	◎		并代路同鈐轄
〃	〃	盧政	供奉	△		德州兵馬監押
326	仁宗?	郭恩	崇班	〇〇		秦鳳路兵馬都監

349	〃	寶舜卿	奉職	〇〇	府州兵馬監押
325	?	武英	崇班	〇〇	環慶路駐泊都監
325	?	劉兼濟	左侍禁	〇〇	鄜延路兵馬都監
〃	〃	〃	崇班	〇〇	梓夔路鈐轄
〃	〃	〃	〃	〇〇	涇原路鈐轄

※〇鈐轄・都部署、〇路分都監、△州都監

都監あるいは監押とは、『宋史』卷167, 職官7, 路分都監の項に

路分都監, 掌本路禁旅屯戍边防訓練之政令, 以肅清所部。州府以下都監, 皆掌其本城屯駐兵甲訓練差使之事, 資淺者爲監押。

とあるごとく, 路および府・州に置かれ, 屯駐禁軍の平時・有事の軍事行動を統轄する職事であった。ところで, 沿辺の路・州には管区の軍事を総攬する長官, 都総管(都部署)が置かれていた⁸⁾ことから, 沿辺の都監・監押は都総管など屯駐禁軍の統兵官に添差され, 同じく禁軍の統轄に与ることで彼らによる統帥権の擅用を制肘する役割を果たしたものと考える⁹⁾。『宋史』卷278, 馬知節伝に

馬知節…年十八, 監彭州兵, 以嚴莅衆, 衆憚之如老将。

とあり, 彭州監軍馬知節の厳格な執務態度に皆彼を憚ったというのが, 監軍としての知節の使命感を窺うことができよう。

ところで, かかる職事は五代において禁軍の屯駐や臨時の軍事行動に際し, 三班使臣が任せられた軍隊の監護の職が制度化されたものに外ならない⁶⁾。

(3) 寨主

表3-a (出典『長編』)

卷	時代	人名	三班官	閣職	差遣
52	真宗 5/7	段守倫	侍禁	〇	洪德寨主
103	仁宗 3/7	趙振	左侍禁	〇	洪德寨主
106	6/4	李緒	借職		邕州七源州權寨主
126	康 1/1	武英	左侍禁	〇	柔遠寨主
〃	〃	賈慶元	右侍禁		東谷寨主
〃	1/2	王繼懿	左侍禁		安遠寨主
〃	〃	王益	左殿直		〃
〃	〃	高益	左殿直		栲栳寨主
〃	〃	曹度	奉職		大拔寨主

〃	1/3	李繼明	西供奉		乾興寨主
〃	1/5	高延德	承制		塞門寨主
131	慶曆 1/4	趙福	左殿直		西谷寨主
133	1/8	王世置	侍禁		寧遠寨主
135	2/4	寇寧	東供奉		安塞寨主
136	2/5	譚嘉震	承制		柔遠寨主
138	2/10	張貴	崇班		天聖寨主
151	4/8	裴大雅	右殿直	〇	得勝寨主
157	5/12	張忠遇	左殿直	〇	瓦亭寨主
172	皇祐 4/4	張日新	右侍禁		橫山寨主
186	嘉祐 2/10	李夷爽	右殿直		西平寨主

表3-b

(出典『宋史』)

卷	皇帝	人名	三班官	閣職	差遣
323	真宗?	馬懷德	奉職		南安砦主
325	仁宗	郭遵	左侍禁	〇	三陽砦主
326	仁宗?	郭恩	左侍禁	〇	肅遠砦主
324	?	劉滙	崇班	〇	樞水洛城砦主
325	?	武英	右侍禁	〇	洪德寨主・柔遠寨主(仁宗)

寨主あるいは砦主とは、『宋史』卷167, 職官7, 鎮砦官の項に

砦置於險扼, 控禦去處。設砦官, 招収土軍, 閱習武芸, 以防盜賊。凡杖罪以上, 並解本寨, 余聽決遣。

とあるごとく, 山間の要衝に置かれた軍事施設の長官である砦官と考えられる。これによると砦主は土民軍を編成し治安の維持にあたる外, 下級の裁判権も委ねられていたごとくである。

(4) 巡檢使

表4-a

(出典『長編』)

卷	時代	人名	三班官	閣職	都巡	差遣
36	太淳 宗化 5/5	盧斌	崇班		〇	(梓州?)都巡檢
45	真宗 2/9	武繼榮	供奉		△	桂・昭等巡檢
46	3/1	楊守遵	崇班		〇	荊湖・江浙都巡檢使
〃	〃	孫正辭	供奉	〇	〇	(四川)諸州都巡檢使
52	5/5	王汀	崇班		〇	緣辺都巡檢副使
59	景徳 2/4	張越	供奉		〇	商州都巡檢使
66	4/8	張守榮	侍禁		△	桂・昭等同巡檢
〃	4/9	〃	供奉		〇	邕州巡檢
67	4/10	許貴	奉職		△	桂・象等同巡檢

81	6/1	張倫	供奉	○	辰州都巡檢使
87	9/5	馬玉	殿直	○	宜等十州同巡檢
90	天禧 1/9	王驥	殿直		緣淮巡檢
92	2/5	李繼明	奉職		(環州?) 巡檢
99	仁乾 1/12	康八元	殿直	○	辰・澧・鼎州都巡檢
104	天聖 4/6	曹克巳	供奉	○	辰・澧・鼎州緣辺都巡檢
110	9/9	高繼崇	供奉	○	環州緣辺巡檢
112	2/6	孫昭	承制	○	都大巡檢汴河隄
115	景祐 1/10	張孚	侍禁	○	大康縣駐泊巡檢
116	2/5	楊遵	供奉	○	慶州緣辺都巡檢使
117	2/12	桑懌	殿直		永安縣巡檢
123	寶元	李聖忠	右殿直	△	瓊・崖州同巡檢
126	康定 1/1	史繼和	崇班	○	階・鳳等州都巡檢
127	1/4	祖士龍	侍禁		鳳州巡檢
132	慶曆 1/7	郝仁禹	侍禁	○△	北路巡檢使
133	1/9	郭遵	左侍禁	○	延州西路都巡檢使
135	2/1	萬俟政	西供奉	○	慶州東路都巡檢
137	2/7	胡繼諤	承制	○	保安軍小胡等族巡檢
138	2/10	謝雲行	右殿直	○	西京等處都巡檢
146	4/2	慕恩	右侍禁	○	環州烏貴族環州島貴族蕃官巡檢
147	4/3	趙瑜	東供奉	○	邠州・慶環路都巡檢
148	4/4	王凱	崇班	○	麟府路沿辺都巡檢
151	4/7	張岳	右殿直		麟府州道路巡檢
152	4/9	李志勳	東供奉	○	京城東巡檢
154	5/2	赦質	崇班	○	忻代都巡檢
155	5/5	趙璘	崇班	○	西路都巡檢
156	5/閏5	楊遵	東供奉	○	涇原路都巡檢
157	5/9	姚爽	右侍禁	○	龍竿城弓箭手巡檢
166	皇祐 1/5	李良臣	左殿直	○△	西路巡檢
168	2/2	唐宋璘	奉職	○△	涇原同巡檢
172	4/4	顏吉	左殿直	○	忻州巡檢
176	4/4	折保忠	右殿直	○	達州巡檢
177	4/4	李德用	右侍禁	○	延州蕃官巡檢
178	4/4	劉滙	崇班	○	宜・融緣辺巡檢
179	4/4	史克順	右侍禁	○	渭州西路巡檢
180	4/4	李良臣	右侍禁	○	保州広順軍管界巡檢
181	4/4	李良臣	右殿直	○	澤州
182	4/4	李安博	右殿直	○	鎮戎軍巡檢
183	4/4	李實	奉職	○	慶州星葉族巡檢
184	4/4	李延遇	右殿直	○	環州蘇家族巡檢
185	4/4	馬懷德	崇班	○	索幹九族巡檢
186	4/4	李馬	承制	△	青潤城都巡檢
187	4/4	李用	承制	△	雄霸州緣界河巡檢
188	4/4	張居美	右殿直	○	權磁州管界巡檢
189	4/4	張懷普	左殿直	○	果州同巡檢
190	4/4	王惟德	左殿直	○	邕・貴等州都巡檢
191	4/4	高士安	右殿直	○	邕州都巡檢
192	4/4	吳香	右殿直	△	欽・橫州同巡檢

173	4/6	魏承憲	左侍禁		惠州巡檢
174	4/9	李貴	借職	△	桂・宜・柳州巡檢
174	5/1	王世寧	右侍禁		広南東路海上巡檢
175	5/2	王成	崇班	△	邕・貴・欽・橫・潯・竇都巡檢
176	5/7	劉莊	東供奉	○	溪洞都巡檢
177	5/7	趙滋	右侍禁	○	涇・原・儀・渭・鎮戎軍都巡檢
178	5/7	慕容允明	借職	○	鎮戎軍西路都巡檢
179	2/11	張安世	右殿直	○△	麟府并旧豊州緣辺巡檢
180	嘉祐 4/6	甘昭吉	崇班	○	京東路都巡檢
181	4/10	臧孚	左侍禁		處州巡檢

表 4 - b

(出典「宋史」)

卷	皇帝	人名	三班官	關職	都巡	差遣
273	太祖	李謙溥	東供奉		○	晋・隰緣辺都巡檢
259	太宗	袁繼忠	右殿直			天平軍巡檢
254	太宗	侯延広	西供奉			(延州) 緣辺巡檢
255	太宗	王凱	右侍禁	○	○	定・刑・趙都巡檢使
253	太宗	李繼周	崇班		○	新婦明諸族都巡檢
308	太宗	盧斌	供奉	○	○	梓・遂十二州都巡檢
309	太宗?	張煦	崇班	○	○	鎮・定・刑・趙・山西土門路都巡檢
309	真宗	謝德權	殿直			陝西巡檢
323	真宗	馬懷德	右侍禁	○	○	広・韶・英・雄・連・賀・元州都巡檢
326	真宗	史方	奉職		△	(延州?) 東路都巡檢
326	真宗	史方	西供奉	○	○	潭・澧・鼎沿辺同巡檢
326	真宗	盧鑑	右殿直	○	○	鳳翔・秦・隴・階・成等州都巡檢
326	真宗	侍其曙	左殿直	○	○	蘇・杭・湖・秀等州都巡檢
325	真宗?	王仲宝	右殿直	寄	○	忻州都巡檢
325	真宗?	王仲宝	左殿直	△	△	鎮・定・保・深・永寧天雄六州軍巡檢
325	真宗?	張君平	奉職	△	△	沢・路・晋・絳・慈・隰・威勝軍巡檢
323	仁宗	范恪	崇班		○	容・白等巡檢
324	仁宗	趙滋	左侍禁	○	○	慶州北路都巡檢
324	仁宗	趙滋	左侍禁	○	○	涇原・儀渭都巡檢
325	仁宗	郭遵	左殿直	○	○	鎮戎軍西路都巡檢
325	仁宗	郭遵	左殿直	△	△	京東東路都巡檢
326	仁宗	桑懌	右殿直	○	○	并代路巡檢
326	仁宗	張昂	右殿直	○	○	延州西路都巡檢
324	仁宗?	劉滙	供奉	○	○	永安縣巡檢
326	仁宗?	郭恩	左侍禁	○	○	麟府州道路巡檢
325	仁宗?	武英	右殿直	○	○	開封府四路都巡檢
325	仁宗?	武英	右殿直	△	△	鎮戎軍四路都巡檢
325	仁宗?	武英	右殿直	○	○	延州西路都巡檢
325	仁宗?	武英	右殿直	○	○	忻・代州同巡檢
325	仁宗?	武英	右殿直	○	○	環州都巡檢

※○都巡檢 △複數州の巡檢

巡檢使は『宋史』に「掌訓治甲兵，巡邏州邑，擒捕盜賊之事」¹⁰⁾とあるごとく，州県の警察業務を掌る職事であるが，五代においてすでに三班使臣の職任であった⁹⁾。

(5) 監当官

表5-a (出典「長編」)

卷	皇帝	人名	三班官	閣職	差遣
21	太宗 太平興國5/2	李 諤	殿直		監牧許州
28	雍 熙4/4	張 平	右殿直		監市木秦隴
			供奉		監陽平都木務兼造船場
56	真宗 景德1/7	?	使臣		監在京諸倉
64	3/12	黃慶集	供職		監彬州塩酒
91	天禧 2/閏4	彭士漢	右殿直		} 監許・陳・鄭州塩稅
		儒 翽	借職		
		儒 聰	借職		
92	2/6	漢光沢	三班使臣		内地監当
96	4/9	穆 介	殿直		
97	5/4	石惟清	承制		
		王承瑾	崇班	○	} 事材場監官
		張 惟	供奉	○	
100	仁宗 天聖1/5	耿 達	殿直		監乾寧独流塞屯田務
101	1/11	何承勛	殿直		監興平縣酒稅
102	2/8	王懷鈞	奉職		監晋州塩稅
106	6/2	王世融	承制		監鎮州稅
116	景祐 定2/4	折惟寧	右殿直		定州龍泉鎮監酒
126	康 1/1	魯 經	右殿直		監吉州稅
		薛文仲	侍禁		廣南監当
129	1/11	石 平	東供奉	○	監德勝寨酒稅
131	慶曆 1/2	訾 斌	崇班		監陽博隆城酒稅
135	2/1	李志勲	東供奉		監当
137	2/7	邵保殿	侍		監昌順縣酒稅
140	3/4	蒙守忠	右侍禁		監和州稅
152	4/9	韋 貴	右侍禁		監岳州茶塩酒稅
		侍其臻	左殿直		監保州草場
		〃	右殿直		監曹州倉
		賈世永	右侍禁		監保州屯田務
		〃	〃		監鄆州倉
153	4/11	劉 監	右殿直		監進奏院(?)
157	5/10	?	奉職		淮南監当

168	皇祐 2/2	王惟德	奉職		監廬州稅
187	嘉祐 3/2	王 瑒	右侍禁		監昌州稅

表5-b (出典「宋史」)

卷	皇帝	人名	三班官	閣職	差遣
257	太宗	李繼昌	東供奉		監大名府商稅
255	〃	王 凱	奉職		監鳳翔屋稅
〃	〃	〃	右殿直		監益州市買院
〃	〃	〃	〃		監在京草場
326	真宗	盧 鑑	奉職		監坊州酒稅
〃	仁宗	竇舜卿	奉職		監平鄉縣酒稅

表5-c その他の財務 (出典「宋史」)

卷	皇帝	人名	三班官	閣職	差遣
273	太宗	李允正	供奉		掌左藏庫
299	〃	李 溥	左侍禁	○	提舉在京倉草場
324	〃	李允則	左殿直		典靜式軍糧場
309	真宗	謝德權	右侍權	○	提点京城倉草場
326	〃	侍其曙	左侍禁	○	〃
309	〃	閻日新	供奉		提点雄霸靜戒軍糧場
326	仁宗	康德興	右殿直		勾当權貨務

監当官は「茶塩酒稅場務征輸及冶鑄之事」¹¹⁾，すなわち専売・商稅に関する末端業務を掌る職事であり，宋代では國家收入の半ばを占めるといわれる課入を掌る要務であった。五代においてすでに三班使臣が官物を監掌していた事例は先論で指摘した⁹⁾。なお，その他財務に関する差遣と見られるものも併せ表示した。

(6) 走馬承受公事

表6-a (出典「長編」)

卷	時代	人名	三班官	閣職	差遣
41	太宗 道3/2	劉文質	供奉		西浙軫運使承受公事
54	真宗 咸平6/5	尹 能	殿直		定州路承受公事
63	景德 3/7	王 白	使臣		代州承受
65	4/5	?	使臣		諸路承受
115	仁宗 景祐1/12	趙德宣	右侍禁		(慶州?) 走馬承受
126	康 定1/2	薛文仲	西供奉		鄆延路走馬承受
194	嘉祐 6/8	林 伸	左侍禁		雄・霸等路走馬承受

表6-6

(出典「宋史」)

卷	皇帝	人名	三班官	閣職	差職
324	太宗	劉文質	西供奉	寄	西浙走馬承受公事
308	〃	李繼宣	供奉		承受定州路奏事
325	真宗	盧鑑	右殿直	〇	鄜延路承受公事
290	〃	楊崇勳	西供奉	寄	(王均征討行營)承受公事
〃	〃	夏守實	西供奉	寄	(幸大名府)駕前走馬承受
〃	〃	〃	〃	〃	真定路走馬承受公事
〃	〃	曹利用	右殿直		鄜延路走馬承受公事

*寄は「寄班祇候」を兼帯する者。

走馬承受公事は主に辺境の軍政路に置かれ、屯駐禁軍の辺防状況を諷刺し、毎年これを上奏する沿辺の軍事監察機関であり、北宋末には東南諸路にも設置され、民政も監察するまでに職権が拡大されたという¹²⁾。遼・西夏に対する防衛が肝要な折から、沿辺屯駐軍隊の服務状況の如何は国防上の大きな問題であり、皇帝の重大関心事であったことは論ずるまでもない。『宋会要輯稿』(以下『宋会要』)職官 41, 走馬承受公事の項に

(嘉祐)五年二月十一日、三班院言、奉詔看詳同勾当三班院楊旼所請、諸路走馬承受、雖是使臣、縁預聞辺要主帥機宜公事、職任非輕。理合慎選。

とあり、走馬承受公事は一介の使臣に過ぎないが、辺防上の軍事機密に関与するところの軽視できない職であるから、その人選には配慮すべきであるとの楊旼の奏請は、走馬承受公事の重要性を伝えて余りあろう。ところでまた、かかる走馬承受公事の差遣は五代において行營軍に添差された三班使臣の任務が制度化されたものとする⁶⁾。

(7) 提点刑獄

表7

(出典「長編」「宋史」)

長編	時代	人名	三班官	閣職	差職
105	仁宗 天聖 5/2	成正忠	左殿直	〇	提点広南西路刑獄
151	慶曆 4/7	李康伯	左侍禁	〇	同提点淮南刑獄
154	5/2	王翌	承制	〇	同提点荆湖南路刑獄

168	皇祐 2/6	劉舜臣	崇班	〇	同提点荆湖南路刑獄
172	4/2	趙牧	承制	〇	同提点江南路刑獄
〃	4/6	李枢	崇班	〇	同提点広南東路刑獄
289	太宗? 真宗?	葛懷敏	西供奉	〇	同提点益州路刑獄
326	真宗	盧鑑	西供奉	〇	提点河東路刑獄
290	?	張利一	供奉		提点京東淮南刑獄
325	?	劉兼濟	左侍禁	〇	同提点陝西河東刑獄

提点刑獄は憲司と称され、管轄州県の司法業務を糾察する職事であるが、また転運使・安撫使・提挙常平使と共に監司と称されて地方官を監察する権限を帯びた。ところで、上表に掲げた三班使臣の同提刑はその殆どが文官の提刑に添差されたものであり、時に正任提刑による職権の擅用を制肘する役割を果たしたものとする。なお、三班使臣の同提刑は仁宗・嘉祐5年に廃止されている¹³⁾。

以上が三班使臣の一般的な差遣である。この外、三班使臣は臨時に様々な使命を与えられ活動したが、次にその様な任務のうち主要なものを挙げてみよう。

(1) 犯罪の取り調べ(鞫獄)

『長編』巻24, 太平興国8年12月の条に『是月、権知相州右補闕直史館田錫上疏言…今則或過鼓聞天、虚詞詣闕、多差殿直・承旨、使為制勘使臣。殊非理公之才、驟委鞫人之罪。其間有未明推効、因致淹延。或未曉刑章、妄加深刻。既臨以制書之命、眞乎縲紲之中。人畏嚴威、誰敢拒捍。及当録問、皆伏欽詞。雖罪至流徒、必該申奏、然按既円備、即遽施行。豈無陷於非辜、豈無失于有罪。虧陛下慈仁之旨、損朝廷欽卹之恩。』とあり、太宗・太平興国年間に冤罪の告訴や疑わしき告言があると、しばしば殿直・承旨が取り調べの勅使として派遣されたこと、またその様な任用の間に檢察の延滞や処断の不当などの失態が生じて、辞令の制書を振りかざし強引に承服させるといった弊害が発生していたことなどが、右補闕田錫の上疏より窺うことができる¹⁴⁾。かかる弊害を惹起しかねない三班使臣の起用に対する文臣官僚の憤りが看取されよう。

(2) 官僚・将卒の服務状況の訪察

『長編』巻58, 景德元年12月癸卯の条に遣内殿崇班楊保用等四人, 分詣河東西路, 撫問官吏・将卒, 察訪功状。保用, 宮邸攀附者, 不詳其邑里。

とあり, 内殿崇班の楊保用等を派遣して, 河東西路の官僚・将卒の服務状況を訪察せしめたことを伝えている¹⁵⁾。因に保用は真宗潜邸時代の旧臣であるという。

(3) 辺防状況の検閲

『長編』巻123, 宝元2年正月戊戌の条に遣内殿崇班呂清, 按視河東縁辺州軍兵甲城壘。

とあり, 内殿崇班呂清が河東の沿辺に派遣され辺備を檢視したことを伝えている。沿辺の各路には走馬承受公事を派遣し, 屯駐禁軍の動向を諜察せしめたが, このように臨時に三班使臣を遣わし武備の検閲を行うこともあった¹⁶⁾。

(4) 治安の維持

『長編』巻71, 大中祥符2年6月乙未の条に詔, 如聞, 京城多有無賴輩, 妄称稟命, 偵察諸司。宜令三班捕而懲之。

とあり, 官庁を偵察する京城内の不穩分子の取り締まりを三班使臣に命じているが, この外, 盜賊・叛卒の捕縛に任ずることもあった¹⁷⁾。また提拳捉賊の肩書を与えられることもあり, 数例であるが下に表示した。

表8 (出典「長編」, 「宋史」)

	時代	人名	三班官	閤職	差職
長編 145	慶曆 3/11	上官珙	崇班	○	陝西提拳捉賊
190	嘉祐 4/11	王懷政	左侍禁		淮陽軍駐泊捉賊
148	慶曆 4/4	李徳用	右侍禁		宜州捉賊
宋史 324	仁宗	趙滋	左殿直	○	都大提拳西京西路提賊
325	真宗? 仁宗?	王仲宝	〃		河北西路提拳提賊
〃	〃	〃	〃	○	河北提拳捉賊

以上の任務の外に, 三司の統轄¹⁸⁾・官庫の管理¹⁹⁾・三班の統轄²⁰⁾・漕運の監督²¹⁾・広州市舶司

の管掌²²⁾・提点茶塩公事²³⁾・契丹への使節²⁴⁾・河川修築の監督²⁵⁾など, 実に様々な職任を臨時に委ねられていることが知られる。

以上要約すると, 宋代の三班使臣は五代にも増して様々な職事を担当するようになった。その内, 通常の一般的差遣は, 知州軍・知県を除き概ねが五代の職任の制度化したものであって, 軍事・財務・司法・警察行政の地方末端部局において監督的業務を担当し, 更に臨時に勅命を受けては, 訟獄の檢察・官僚の勤務状況の訪察あるいは辺防状況の検閲などの監察官的任務を委ねられた。

ところで, 『長編』巻42, 至道3年12月甲寅の条に

初刑部郎中知楊州王禹偁, 準詔上疏言五事…其五曰…旧制, 南班三品尚書, 方得升殿。比来三班奉職卑賤可知, 或因遣使亦可升殿。惑乱天聽, 無甚於此。願陛下振舉紀綱, 尊嚴視聽, 在此時矣。

とあり, また『国老談苑』に

田錫知制誥。太宗命三班奉職出使, 回上殿, 因訪民間利病。錫上言曰, 陛下苟令三班奉職, 上殿言事。未審設呂蒙正以何用。乃罷之。

とあって, 三班使臣は卑品にもかかわらず, 時には従9品の三班奉職ですら, その職事によっては「升殿奏事」を許されていた²⁶⁾ことがわかる。すなわち, 皇帝は三班使臣との間に「直達直下」の関係を保持することで, 彼らを介して自らの政治方針を国政の末端業務にまで貫徹させることが可能であったのである。王禹偁の「惑乱天聽」との非難から, 三班使臣の「升殿奏事」に対する彼ら文臣科挙官僚の動揺と困惑とを窺うことができる。また, かかる官僚引き締め機能こそ, 独裁権の維持を図らんとする皇帝が, 三班使臣を諸職事に起用するにあたり甚だ期待した効果のひとつであったと考える。

章を結ぶにあたり, 宋初における三班組織の変化について若干付言しておこう。

太祖は建隆4年(963)荆南3州および楚14州・1監を併合してより, 後蜀45州(965), 南漢60州(971), 南唐19州・3軍(975)を相次い

で併せ、太宗登極するやこれを承けて、太平興国3年(978)に陳洪進の漳・泉2州および呉越13州・1軍を、そして翌年(979)北漢10州を征服して全国統一を完了した。かくて宋朝は太祖・太宗朝の僅か15年間に新たに170を上回る州・軍・監を獲得し、飛躍的な領土拡大をとげた²⁷⁾。

この様に二代の間に支配地域が甚だしく拡大したこと、前述のごとく宋に及んで三班使臣の職任が多様化したこと、加えて真宗・仁宗朝に遼の侵攻と西夏の興隆を背景に辺防体制が拡充された²⁸⁾ことなどを勘案するとき、北宋前期において三班使臣の需要が激増したであろうことが推察される。三班使臣員数の推移を示した下表によれば、その様な需要に応じて真宗朝以降三班官の増補が盛んにはかられたことが看取されよう。

表9

時代	使臣員数	出典
宋初	300人程度(或不及)	『石林燕語』8
真宗・天禧後	2400余人	〃
仁宗・天聖中	不及4000人	『玉海』127
景祐中	不及4000人 4000余人	『長編』158 『長編』163
慶曆6	6000人	『長編』158.『玉海』
〃8	6500余人	『長編』163
嘉祐5	8800人(供奉官以下 ~小使臣)	『宋朝事實』9
英宗・治平3	6534人	〃
神宗・元豐後	11690人	『石林燕語』8
哲宗・元祐1	大使臣2500余人 小使臣13000余人	『玉海』127
光宗・紹熙2	11315人(小使臣)	『容齋四筆』4

この様に組織の規模が拡大した結果、やがて三班組織はその統轄官庁たる宣徽院より独立し、漸次官種も増設されていった。この点に関しては、すでに小岩井・梅原両氏が指摘しておられる²⁹⁾ので、その高説に拠って組織の独立と官種増設の過程を簡単に整理しておく。なお設官・改称の経緯は表示した³⁰⁾。

太平興国6年 点検三班公事を置く。内客省使の庁舎をかり、三班使臣の

人事を専掌す³¹⁾。

雍熙4年 三班院を置き、知院事が統ぶ³²⁾。
大中祥符4年 三班院が内客省使の庁舎より独立³³⁾。

2 三班使臣就任者の特色

五代における三班使臣就任者の概ねは皇帝の親信者か、あるいは彼に強い忠誠心を懐く者達であったが、かかる特徴は宋代の就任者の中にも同様に指摘することができる。以下、その様な者の中でも皇帝に対して最も求心的であると考えられる①皇帝と姻戚関係にある者、②登極以前からの旧臣、③「死事臣」の子弟、④皇帝とその他何らかの私的縁故を持つ者の就任事例を表示しよう。

(1) 皇帝と姻戚関係にある者

表10

皇帝	臣僚	官名	皇帝(皇室)との関係	宋史
太祖	符昭愿	供奉	父、彦彰の女は太宗の後。 (懿德皇后、周・顯徳中嫁す)	卷251
	昭寿	〃		
太宗	宋元載	左侍禁	父、偁の女は太祖の後。 (孝章皇后)	255
	元亨	〃		
太宗	張昭允	右殿直	真宗の後(章懷皇后)の姉婿 簡穆皇后の從孫、幼くして母に從い禁中に入る	279
	劉文質	右殿直		
真宗	吳守巖	崇班	父、元辰は太宗の女(蔡國公主)を娶る。	卷257
	守良	〃		
真宗	王克基	供奉	父、承衍は太祖の女(昭慶公主)を娶る。克基ら真宗より官を面授さる。	250
	克緒	〃		
真宗	郭承祐	西供奉	舒王、元祚(太宗の第七子)の女を娶る。	252
	曹琮	西供奉		
			兄、翊は秦王の女(興平郡主)を娶る。琮、幼くして公主に從い禁中に入り、太宗に寵を受く。	258

(2) 皇帝登極以前の臣従者

表11

皇帝	旧臣	官名	登極前の関係	宋史
太祖 太宗	劉審瓊	殿直	太祖節鎮、給事左右	卷274
	紫禹錫	供奉	太宗居晉邸、以善應對獲給事	268
	王賓	東供奉	太宗領充海節鎮、署府中右職	276
	張遜	左殿直	太宗在晉邸、召隸帳下	268
	楊守一	右殿直	事太宗於晉邸	〃
	超銘	供奉	以刀筆事太宗於藩邸	〃
	周瑩	殿直	太宗居藩邸時、獲給事左右	〃
	王顯	供奉	太宗居藩、給事左右	〃
	張禹珪	承旨	幼事太宗藩邸	261
	張平	右殿直	太宗尹京兆、置其(平)邸	276
	王繼升	供奉	事太宗於藩邸、太宗信任之	〃
	尹憲	殿直	事太宗於藩邸	〃
	安忠	東供奉	事太宗於藩邸、殆二十年	〃
	耿全斌	承旨	太宗在藩、以善射隸帳下	279
	盧斌	殿直	以筆札事晉邸	308
	裴震	殿直	少事晉邸	〃
	真宗	魏濟	殿直	太宗在藩邸、因召眞邸中
王延德		承旨	少給事晉邸	〃
張照		承旨	太宗尹京、嘗事左右	308
石普		東供奉	普十歲給事(晉)邸中、以謹信見親	324
王繼忠		崇班	眞宗在藩邸、得給事左右、謹厚被親信	279
張耆		西供奉	歲十一給事眞宗藩邸	290
楊崇勳		右侍禁	事眞宗于東宮	〃
夏守贊		右侍禁	王(眞宗)為太子、守贊典工作事	〃
閻日新		供奉	選隸壽王(眞宗)府、主邸中記簿	323
蔚昭敏		西供奉	選隸襄王(眞宗)府	〃
仁宗	安俊	右殿直	仁宗為皇太子、為資善堂(皇子の学問所)祗候	〃

※表中の官はすべて皇帝即位に伴って授けられたもの

(3) 「死事臣」の子弟

表12

(出典は「長編」)

巻	年代	死事臣・子弟	寄録官	差遣	品位
127	仁宗 康定 1/4	孟方	西供奉・閻		從8
		子、昭明 〃、昭賢	右殿直 借職		正9 從9
128	1/5	李士彬	六宅使	金明縣都監	從5
		子、懷義	左侍禁		正9
128	1/9	劉懷忠	崇班・閻	保安軍北巡檢	正8
		子、化基	崇班・閻		正8
129	1/11	高延德	承制	塞門寨主	正8

131	慶曆 1/4	子、允文	右殿直・閻	〃 權兵馬監押	從8
		王繼元	右侍禁		正9
		子、遵諒	右殿直		正9
		〃、遵式	奉職		從9
		〃、遵礼	借職		從9
		張圭	右侍禁		正9
		子、懷昂	右侍禁		正9
		〃、懷英	左殿直		正9
		〃、懷瑾	奉職		從9
		趙福	左殿直		慶州西谷寨主
134	1/12	子、大有	左殿直	通泰等州都巡檢	正9
		趙兼遜	東供奉		從8
		子、充	借職		從9
		〃、章	差使・殿侍		

(4) 皇帝と何らかの私的縁故をもつ者

表13

皇帝	臣僚	官名	皇帝との縁故	宋史
太祖	魏咸信	供奉	魏仁甫の子。太祖藩邸時、昭憲太后(太祖の母)、仁甫の邸を訪い、咸信を寄として、姻好を結ばんことを欲す。後、永慶公主を尚る。	卷249
			父、崇矩は太祖潜竜時代の同僚。継昌、幼時太祖に射法を教る。	
			兄、信は旧時太祖の麾下に隸す。宋初、殿前都指揮使。信が推薦す。	
真宗	李繼昌	西供奉	父、崇矩は太祖潜竜時代の同僚。継昌、幼時太祖に射法を教る。	257
	楊嗣	殿直	兄、信は旧時太祖の麾下に隸す。宋初、殿前都指揮使。信が推薦す。	260
真宗	張孜	借職	悼獻太子(仁宗)の乳母の子。眞宗が内侍に養育を命ず。	323

皇帝の姻戚や潜竜時代以来の旧臣が彼に極めて忠実であったであろうことは言うまでもないが、「王事」に死した、つまり殉職した臣僚の子弟が録補された場合も、同様に皇帝に対して強い忠誠心を懐くに至ったものと考え。すなわち、殉職者遺族へのかかる措置は一種の恩恵であったから、これに報いんとする心情が自ずと子弟の内に生じたであろうことは十分に考えられる。特に録補の対象が若年者であったり、任子制が適用されない下級官僚・将校の子弟の場合は、非常な恩沢として遺族には映ったに相違ない⁶⁾。

この様に宋代においても皇帝に対し強い求心性を持つ人材が登用され、彼らは「升殿奏事」

を許されて皇帝と直結し、皇帝の意志を国政の末端にまで反映させる機能を担った。上に掲げた事例は北宋半ばまでのものであるが、かかる登用上の方針は不断に独裁権の維持・強化を図らんとする宋室によって一貫して採用されたものとする。

ところで、宋の支配領域の拡大や辺備の拡充によって三班使臣の需要が激増したため、真宗朝以降大幅な官員増補が繰り返されたことは前述のごとくである。その結果、宋では上記のごとき皇帝と特別な関係を持つ者の外に、様々な経歴の者が三班使臣に補任され、五代とは異なった様相を呈してきた。以下にその様な補任の事例を挙げることにする。

(1) 節度使の子弟

『長編』巻 18, 太平興国元年 3 月癸未の条に初節度使得補子弟為軍中牙校。因父兄財力、率豪橫奢縱。民間苦之。洛下有十衛、内尤放恣。左驍衛上將軍太原田景咸子漢明其一也。上雅知其弊、始即位、詔諸州府、籍其名部送闕下。至者凡百人。癸未、悉補殿前承旨、以賤職羈縻之。余五人老病不任事、遣還。

とあり、節度使の子弟を中央に部送させ、これを殿前承旨に補したことが伝えられている。ただ、かかる措置は、節度使体制が維持されていたこの時点においては、本来が三班使臣の増員を目的とするものであったというよりも、むしろ節度使による子弟の幕職・衙職への辟署を制限し、節度使の握る地方人事権を中央が回収するための政策の一環をなすものと理解すべきであろう。

(2) 幕職官・牙校・牙吏

『長編』巻 71, 大中祥符 2 年 3 月戊辰の条に詔、諸州進奏官十年以上者、並補三班奉職。自今遇郊祀、叙補五人。

とあり、また同書巻 65, 景德 4 年 6 月辛亥の条に

詔、諸州牙校歲滿者、例補三班借職。自今藩鎮特補奉職。

とあり、更に同書巻 48 咸平 4 年 5 月乙酉の条に詔三班、自今差使知県、勿以先為諸州牙吏及富民受職充。從陝西轉運使劉綜之請也。とあって、熟練の進奏官や任期満了の牙校および牙吏が三班奉職・借職に補されたことが知られる³⁴⁾。

(3) 富民

『長編』巻 36, 淳化 5 年 9 月の条に

募富民出粟千石濟飢民者。爵公士階、陪戎副尉。千石以上送加之。万石乃至太祝・殿直。

とあり、また同書巻 89, 天禧元年四月甲申の条に

翰林學士知通進銀台司兼門下封駁事晁迥・李維上言、中書門下劄子付登州、據牟平県學究鄭河狀、以本州民闕食、願出粟五千六百石賑濟、望賜弟異班行。奉聖旨不行者。臣等商度、損余補乏、為利亦大。望令宰臣定議、特從其請、俟豐稔即止。庶儲積之家、有所勸率大濟饑乏。上寬聖慮。詔、補異三班借職。自是納粟者、率以為例。

とあって、富民が飢民を賑救することで三班官を授けられたことが知られる。後者の史料によると粟を進納して班行、すなわち三班使臣への仕官を要請するのが通例化したという。因に前掲『長編』巻 48 の記事の諸州牙吏と併記されている富民もこのケースで仕官したものであろう。

(4) 三司・樞密院の吏人

『長編』巻 57, 景德元年 9 月壬辰の条に

上以三司吏人能否雜混。命宮苑使劉承珪等、与本司使副、同加試驗、裁定合留人数。三部并諸司定留八百九十人、其書計非精、或嘗負罪犯者、列名以聞。上念其祗役歲久、量其事狀、並補三班及鎮職焉。

とあり、三司吏人の能力検査が行われ、その結果、三司より除籍された不適格者が三班使臣に補せられたことが伝えられている³⁵⁾。また同書巻 63, 景德 3 年 6 月壬辰の条に

旧制、樞密院吏皆以年勞叙遷、未嘗校其才

芸。有至主事而憐其職守。是日內出公事三条，令主事以下詳決之。命樞密副都承旨尹德潤，宿御書院考第。翌日上親閱視。是日由主事遷諸房副承旨者四人，補東頭供奉官者八人，補左班殿直者三人。書令史為守闕主事者三十一人，遷令史者十一人。余贈衣賜，補三班奉職有差。所試不中程，由主事授內殿崇班者一人，令史補西頭供奉官一人。とあり，樞密院吏の主事以下の能力検査がなされ，成績による昇格・降格および内殿崇班以下の三班使臣への補任が行われたことを伝えている。

(5) 進士

『長編』卷95，天禧4年6月壬寅の条に
上御崇政殿，親試礼部奏名挙人。命官考覆如常例。授三班奉職者九十二人，借職者十三人。其不合格者，補諸州上佐文学。自奉職至殿侍，悉免短使，与家便差遣。

とあり，殿試合格者が三班奉職・借職に補されたことが知られる³⁶⁾。

(6) 蔭補

三班使臣の蔭補はすでに五代において行われていたが，宋に至るとこの事例が頻繁に見受けられるようになる。清の趙翼が『二十二史劄記』の中で「蔭子固朝廷惠下之典，然未有如宋代之濫者」³⁷⁾と論難しているごとく，宋は甚だしく任子の門を広げ，そのため蔭補はしばしば冗官をめぐる議論の中で問題にされた。ところで宋では文班6品，武班5品以上に任子制が適用され³⁸⁾，三班使臣には武臣の子弟が補されるのが常制であった。ところが，国内平定後間もない真宗朝に承天節と南郊の奏蔭の恩例を定めた際，文武の別を問わず任子制に与る臣僚の子弟すべてに三班使臣(供奉官以下)を授けることが規定された³⁹⁾。これよりすれば，領土拡大による三班使臣需要の高まりを背景に，この時期に蔭補による三班使臣が夥しく輩出したであろうことが推察される。ところで，趙翼の云うがごとく蔭補は本来皇帝の恩恵措置であり，従って起家した臣僚の報恩的忠勤も期待し得たであろう

が，宋におけるかくのごとき蔭官の濫授は，かえってその様な推恩の効果を鈍らせる結果をまねいたことであろう。三班使臣の蔭補の事例は多数にのぼるため，以下数例を掲げるに止めた。

表14

被蔭の子弟	官名	臣僚	宋史
石保興	以蔭補供奉官	父、石守信。建隆2年、侍衛馬歩都指揮。	卷250
韓崇訓 崇業	以蔭補供奉官	父、韓重贛。建隆2年、殿前都指揮使。	250
慕容德深			
馮行己	以父任為右待禁	父、馮拯。真宗朝、樞密同平章事。	285
曹璨	以蔭補供奉官	父、曹彬、太宗朝、樞密同平章事。	258
李延渥	以蔭補供奉官	父、李進卿。開宝6、歩軍都指揮使。	273

この外，遼・西夏の来降者あるいは辺境の少数民族の首長が三班使臣を授かる場合がしばしば見受けられる⁴⁰⁾。

以上要約すると，宋では三班使臣の任用と活用に関して五代の方針が継承され，皇帝に対し極めて求心的な三班使臣を不断に再生産し，皇帝独裁を維持する装置として諸職事を委任した。ところで，太宗朝に全国統一が成り支配地域が飛躍的に拡大すると，急激に増加した職任に充当する官員が必要となり，三班使臣の需要も高まった。ところが私的縁故をパイプとして再生産される皇帝親信の使臣の員数には自ずと限界があり，勢い様々な仕途を通じてその需要に応ずべく人材の蒐集がはかられることになったのである。かくて官員数が著しく増大化する真宗朝以降の三班組織は，皇帝親信の臣僚の外に，彼と特殊な関係を全く持たない雑多にして大量の官僚を抱え込むことになり，従来の三班組織に指摘された醇乎たる側近官僚集団という特質は，ここに至って損なわれた。

3 三班使臣と閥職

皇帝が三班使臣を通じて国政の末端部局を督

御するにあたり、最も効果的にこれをはかるには、皇帝の親信者を三班使臣に任用することが肝要であったことは言うまでもない。ところが、上述のごとく、五代以来の任用方針の下で蓄養し得る側近的官僚の数には自ら限界があり、中原を領有したに過ぎない五代においてならばともかく、全国統一後間もない宋初においては、全領域・全部局にわたって皇帝の側近官僚を普く充当することは甚だ困難であったであろう。ここで注目されるのが、三班使臣の員数が激増する真宗朝の前後において、三班使臣の中に「閤門祇候」なる職を兼帯する者が現れ、次第にその数を増していくことである。この閤門祇候とはいかなる官職であろうか、以下検討してみることにする。ただし、この職については梅原氏がすでに詳考を加えられており⁴¹⁾、今更贅言を要しないのであるが、氏の高説によるべきはより些か卑見を述べてみたい。

1 閤門の機構

閤門については、梅原氏は唐・五代の史例を挙げて説明しておられるが、『宋会要』儀制1、文徳殿視朝、入閤の項に、

(淳化二年十一月一日) 張洎又上奏曰…今朝廷以文徳殿正衙，榑為上閤，作隻日立仗視朝之所。

とあり、また『宋史』巻85、地理志1、東京の項に「正衙殿曰文徳殿，両掖門曰東西閤門」とあって、宋においては皇帝が隻日(奇数日)視朝する正衙文徳殿(上閤)の東西掖門を閤門といった。この閤門にあって宗室以下文武百官および外国使節の朝見・謝辞の儀式において、その誘導と聖旨の宣伝を担当したのが東西上閤門使副・宣贊舍人、そしてここで問題にする閤門祇候などの諸官であり、閤門祇候は舍人の「伝宣贊謁」の職務を補佐した⁴²⁾。

閤門祇候が閤門通事舍人とともに閤職と称され、文官の館職に対置される存在であったことは夙に知られている⁴³⁾が、その創設が何時なのかは確定できない。梅原氏はこの点よくわからないとされながら、『事物紀原』巻6における高承の唐・武徳年間か、との推測を引用される一

方、ご自身「ただし、唐では閤門祇候の名は普通ではないが「御前にさぶらう者ども」として、特に唐末以降、皇帝が格別の信頼をおく武臣の子弟などを選抜してこの名称を与え、三班使臣よりも重要な各種の使令に登用していたことはほぼ間違いないであろう」と指摘しておられる。筆者の管見のかぎり、唐・五代の史料から官職名としての閤門祇候の名称は徴し得ず、その名の始見は宋の太平興国年間においてである⁴⁴⁾。取り敢えず、ここでは宋の太祖・乾徳2年から太宗・太平興国3年までの間に官制上正式に位置付けられたのではないかと推測するに止める⁴⁵⁾。

ところで、閤門祇候は一種の差遣であり、内殿崇班以下(三班使臣)の武官がこれに任ぜられた。では、いかなる三班使臣が任ぜられたのであろうか、次に彼らの経歴を分析してみることにする。

2 閤門祇候兼帯使臣の前歴

『宋史』の列伝より閤門祇候兼帯使臣のうち三班任官の契機あるいは任官前の経歴を明確にし得る者について、その特色を分析し表示すると以下のごとくである。

(1) 皇帝(皇室)と私的親信関係をもつ者

表15

人物	皇帝	皇帝(皇室)との私的縁故	横班官	宋史
曹 瓊 曹 琮	太宗	曹彬の子。同腹の珣は秦王(真宗)の女を娶る。琮、幼くして出でて禁中に入る。	東上閤門使	巻258
李允正	叔父、謙昇の女は太宗(許王の時)に嫁す。父、謙溥は宣祖と同郷、謙昇は太宗と布衣の交あり。			
盧 斌 張 煦	真宗 仁宗	太宗潛竜時の旧臣。	西上閤門使	308
張 孜 張 俊			仁宗の乳母の子。	〃
	仁宗	東宮の旧臣。	〃	〃

(2) 死事臣の子弟

表16

人物	録補の契機	横班官	宋史
折惟忠	兄の死事		卷253
祖凱	祖父の〃		255
郭達	兄の〃	※宣徽南院使	290
趙滋	父の〃	西上閤門使	324
武英	父の〃	(礼賓副使で戦没)	325
張君平	父の〃		326
王光祖	父の〃	客省使	350

(3) 蔭補

表17

人物	蔭補	横班官	宋史
石元係	祖父、守信の蔭	西上閤門使	卷250
孫全照	父、方進か伯父、行友の〃	引進使	253
曹璋	父、彬の〃(?)	※宣徽南院使	258
袁繼忠	父、進の〃	引進使	259
焦守節	父、繼勲の〃(?)	四方館使	261
李延遜	父、進卿の〃		273
郭載	父、暉の〃	西上閤門使	276
馮仲巳	父、拯の〃	〃	285
劉緯	父、顔の友人李絳方の〃	〃	287
葛懷敏	父、霸の〃	〃	289
高繼宣	父、瓊の〃	四方館使	〃
夏隨	父、守實の〃	〃	290
周審玉	父、勲の〃		308
劉兼濟	父、漢凝の〃	西上閤門使	325
侍其曙	父、楨の〃	〃	326
候延広	父の死に伴う補任。		253
吳元載	〃	西上閤門使	257
王侁	父、朴(周の枢密)の死により面援。	〃	274
曹利用	父の死に伴い補任。	※枢密使、同平章事	290
康徳興	〃	西上閤門使	326

※蔭補とは明示されていないが、父の死に伴った補任例も採録した。

(4) その他の経歴

表18

人物	その他の経歴・仕途	横班官	宋史
上官正	文資より換資。	西上閤門使	卷308
李溥	三司吏(上事により任官)		299
秦羲	〃南唐官僚、帰宋。		309
謝徳祐			〃

李允則	衙内指揮使	客省使	324
郭遵	禁軍校	(閤門祇候で戦没)	325
桑懌	} 縣尉	(崇班で戦没)	〃
王仲宝		四方館使	
史方	} 科挙不中		326
盧鑑		西上閤門使	
周永清	宰相の推薦。	東上閤門使	350
郭恩	禁軍	(崇儀使で戦没)	326
張昭遠	父(殿前都虞候)に従い、契丹防衛で戦功を立て任官。	四方館使	〃
馬懷徳	父(供奉官)、弓劍の試す可きを推薦。	〃	323
苗履	?	西上閤門副使	350
王君万	?	客省使	〃
王文郁	?	東上閤門使	〃

以上の経歴に関して言えることは、(1)・(2)および、濫授の傾向から前二者に比べると甚だその程度は劣るが、(3)までが三班官就任時点において皇帝への強い求心性をもっていたと考えられるものの、(4)の場合にはその点を指摘することができないということである。こうして見ると、閤門祇候には言わば皇帝に対して先天的求心性とでもいうような資質をもつ者から、表18に見るがごとき雑多な経歴の三班使臣までが任用されていたことが知られる。

3 閤門祇候の側近性

閤門祇候の職掌は、前述のごとく朝廷正衙において百官や外国使節の拝謁を介添えすることであったが、また皇帝行幸の際にはその駕頭にも従った⁴⁶⁾。閤門祇候が一種の差遣であり内殿崇班以下の三班使臣が任ぜられたことは先述したごとくである。この閤門祇候を兼帯した使臣が様々な差遣に充てられたことは後に詳述するが、その様な差遣の中でも、『宋会要』儀制6、羣臣奏事の項に

旧制、総管至駐泊都監、并内職閤門祇候以上差知州軍監・巡檢、並上殿。

とあり、また同項の景徳三年八月十三日の条に詔閤門、自今河北河東陝西沿辺川峡広南兵馬都監閤門祇候以上、許上殿。自余有公事、令実封以聞。

とあるごとく、知州・軍・監や巡檢使あるいは

沿辺の都監には「上殿奏事」が許されていた。すなわち、閤門祇候を兼帯した三班使臣は閤職にあって日常皇帝と直に接触する一方、外任に就いた場合も皇帝と「直達直下」の関係にあったといえ、皇帝と私的親密なる関係を結ぶには十分な条件を備えていたといえよう。

このことは彼らに寄せる皇帝の厚い信頼からも十分に窺われる。『長編』巻90、真宗・天禧元年十月壬午の条に

以内殿承制閤門祇候曹儀・内殿崇班閤門祇候張昭遠、並為西上閤門副使。…枢密院方奏、擬某人為副使。上曰、朕已有人矣。張昭遠知辺事、曹儀習朝廷儀。即可用之。

とあり、真宗が内殿承制閤門祇候曹儀・内殿崇班閤門祇候張昭遠の才能を熟知しており、自ら西上閤門副使への任用を指示したことが伝えられている。また『宋史』巻326、侍其曙伝に

青州卒龐德詆、其校李緒謀以衆叛。帝疑其誣、又命(左侍禁閤門祇候侍其)曙至青州。与通判魏德昇同至、劾無驗。遂棄德市。知青州張齊賢奏、曙擅戩人。帝曰、不爾、無以安被告者。曙還奏、德憚緒治軍嚴、故誣之。帝擢緒本軍虞候、而進曙東頭供奉官。

とあり、州将謀叛の告訴の真偽を調査すべく派遣された左侍禁閤門祇候侍其曙が、それが誣告であるとの取り調べ結果から、訴人の兵卒を独断で棄市した一件で、知州張齊賢が曙の専殺を劾奏したところ、真宗は曙の処置を認めた上に、その功をもって東頭供奉官に昇進させたことを伝えている。いずれの史料も閤門祇候兼帯の三班使臣に寄せる皇帝の厚い信頼を物語っているといえる。

一方、かかる厚い信頼を背景に、しばしば彼らは皇帝の意を体した勅使の任務を臨時に拝命し、その依靠に報いるべく活躍した。『宋史』巻274、王侁伝に

(東頭供奉官閤門祇候王侁)使靈州通遠軍。及旋言、主帥所留牙兵、率与辺人交結、頗桀黠難制、歲久当慮、請悉代之。太宗因遣侁、調内郡卒、往代之。戍者聞代、多不願還。侁察其中旅拒者、斬之以徇。衆皆悚息、遂將以還。一歲中数往来西辺、多奏便宜、上

多聽用。

とあり、東頭供奉官閤門祇候王侁が太宗の命を受け、配置転換を拒む辺軍の牙兵を首尾よく内地に引き連れ帰ったこと、および年に幾度も中央と西北辺境の間を往復し、便宜の策を上聞して多く採用されたことが伝えられている。また、『宋史』巻309、謝德権伝に

会有兇人劉曄・僧澄雅、訟執政与許州民、陰構西夏為叛者。詔温仲舒・謝泌鞫問、令(殿直閤門祇候謝)德権監之。既而按驗無狀。翌日对便殿、具奏其妄。泌独曰、追撰大臣、獄状乃具。德権曰、泌欲陷大臣耶。若使大臣無罪受辱、則人君何以使臣、臣下何以事君。仲舒曰、德権所奏甚善。上乃可之。

とあり、執政が西夏と通じて謀叛を企む者に与しているとの訴えがあった、大臣の謀叛罪をめぐる事件において、命を受けた右侍禁閤門祇候謝德権が審問官温仲舒・謝泌の取り調べを監督したこと、謀叛の訴えが誣告であるとの取り調べ結果にもかかわらず、更に執政を追求すべしとする謝泌の非を論駁して帝意に適ったことが伝えられている。『宋史』は伝の終りに德権の人となりの評して次のごとく述べている。

德権、清苦幹事、好興功利、多所經画。見官吏徇私者、必面斥之、所至整肅。然喜采察纖微、以聞于上。朝論惡之。

企画力があり功利欲も強い仕事家で、公私の区別に峻厳な一面、微細な事まで摘発し真宗の耳に入れたという。「朝論」はこの癖を嫌悪したというが、皇帝にとってはかくのごとき資質を備えた官僚こそ甚だ有用であったであろう。いま一人類似した資質をもつ者を挙げてみよう。『宋史』巻470、趙贊伝に

太原(北漢)平、隸三司為走吏。又許本司補殿直。太宗頗任之、遷供奉官閤門祇候…令專鉤校三司簿、令贊自選吏十數人為耳目、專伺中書樞密及三司事、乘間白之。太宗以為忠無他腸。中外益畏其口。

とあり、趙贊は北漢からの帰朝者で三司の吏から殿直に任じられ、太宗の信任を得て供奉官閤門祇候に抜擢されたこと、そして太宗の命で三司の帳簿を独り検閲し、また自選の密偵を使っ

て中書・樞密・三司の行政を窺察させ上聞したことを伝えている。太宗は彼の奉公を「忠にして他腸なし」と嘉し、内外の官僚はその口を畏忌したという。すなわち文字通り太宗の耳目であった。彼は北漢の軍吏であった頃、上司の都校を讒言をもって族誅に至らしめた経歴をもつが、かかる資質こそ独裁者にとって左右に祇候する近臣に期待したものであったであろう。

この外、閤門祇候兼帯使臣の活躍の事例としては、著名な話だが「澶淵の盟」の折、右班殿直曹利用が閤門祇候を帯び崇儀副使を仮授されて、和議締結に奮迅し、その功で東上閤門使に拔擢されたことが挙げられる⁴⁷⁾。また前述の青州將校謀叛をめぐる誣告事件を善処した左侍禁閤門祇候侍其曙の場合や、内殿崇班閤門祇候劉永釗が仁宗の命で河北東西路の辺備を検閲する一方、密かに官吏の能否と辺防上の得失を窺察し上聞した⁴⁸⁾一件、あるいは東頭供奉官閤門祇候郭崇仁が契丹の入寇に際し、「密詔を齎して河北諸將を諭し、還り奏して旨に称」った⁴⁹⁾一件などがこれに当たろう。

つまり、閤門祇候を兼帯した三班使臣は皇帝に近侍・祇候するという職制から側近官僚としての特質を具有するに至り、皇帝の信任を背景に活躍したのであった。ここで、先に考察した閤門祇候就任者の前歴を顧みるに、閤門祇候兼帯使臣の側近性は、上述の北漢の帰朝者である王賛の場合のごとく、閤職拜命の後に備わった属性であることは明らかである⁵⁰⁾。

ところで、皇帝の側近官僚として要務を完遂するには人並み優れた能力を不可欠としたことは言うまでもない。梅原氏も指摘されるように、真宗朝になると閤門祇候任用の基準が定められ、担任経験者で弓矢の技量に長けた者を三班院が審査し、然る後に皇帝が自ら試験した⁵¹⁾。かかる人材厳選の方針は、次に述べるが、閤門祇候が各種の恩典を与えられた高級官資への登竜門的ポストであったことから、獵官の対象となつて質的低下を来してきたため、その歯止めの方策として打ち出されたものと考えられる。本来その様な技量・才能こそ閤門祇候創設期の補任者が備えていた素質であったと推察する。

閤門祇候が要劇の職であったことから、これを兼任した三班使臣には各種の恩典が与えられていた。梅原氏は磨勘・俸料・沿辺の知州や將官への推挙・服喪などに関する特典を指摘しておられるが、この外に筆者の気付いたものを挙げてみると、贖罪に関して知州軍・提点刑獄の差遣に就いたことのある閤門祇候は7品の例に準じた⁵²⁾こと、また帥臣への謁見に関して供奉官以下の「庭参」に対し「序上公参」が許されていた⁵³⁾ことなどがある。

ところで、前掲の閤門祇候兼帯使臣の前歴に関する表中に横行官の欄を設けておいたが、これによるとおよそ6割以上が横行に昇進していることがわかる。この欄は単に横行就任の如何を示したもので、横行が最終官職というわけではない。いずれにしても文官の侍従に比される高級武官である横行への昇進率がかなり高かったことが指摘されよう。かかる傾向の中で、やがて閤門祇候は横行への出世ルートとして制度上位位置付けられることになる。『長編』巻127、仁宗・康定元年六月乙巳の状に

詔、閤門祇候及十年、而官至内殿崇班者、与除通事舍人、若供奉官以下、不隔磨勘、与遷一資。

とあり、また同書巻186、仁宗・嘉祐二年十月甲寅の条に

以内園使閤門通事舍人夏詮、為西上閤門副使。仍詔、自今閤門通事舍人、經十年無贖私罪者、与除閤門副使。即母得陳乞。

とあって、仁宗朝末には閤門祇候を十年間勤めて内殿崇班に至ると閤門通事舍人に昇進し、更に十年間取贖・私罪を犯さなければ閤門副使に叙せられることになった。つまり、三班使臣階・諸司使副階を徐々に昇らずとも、閤門祇候に就き二十年間廉潔に奉職すれば横行副使に昇進することが可能になったわけである。

以上要約すると、閤門祇候は日常皇帝の御前に祇候する要官であり、皇帝との私的縁故の有無に関係なく、様々な経歴の三班使臣の中から有能な人材が拔擢された。彼らは閤職に就任した後、その職制から側近官僚としての特性を帯びるに至り、皇帝の信任を背景に活動した。五

代における側近集団であった三班使臣が皇帝との私的縁故をパイプとして形成された集団であったのに対して、閤門祇候はその職制から側近性を具有するに至った点に特色がある。つまり、閤門祇候は宋代に至って三班組織の中に育成された新しい型の側近官僚集団であったといえよう。

3 三班使臣閤職兼帯の政治的意味

本章の冒頭で三班使臣と閤門祇候兼帯使臣の員数の相関についてごく簡単に触れたが、ここで改めて検討してみよう。真宗朝に三班使臣の員数が飛躍的に増加したことは前述のごとくで

あるが、『長編』巻90、真宗・天禧元年9月戊戌の条に

上与宰相議省吏員。向敏中曰、太祖太宗朝、閤門祇候不過三五員、宣導贊謁而已。今踰數百、而除授未已。祿廩至厚、地望亦優。其間不無濫被陞擢者。願賜裁損。上曰、此蓋相受為例、當漸減省之。

とあり、閤門祇候の員数に関しても、太祖・太宗朝に三・五員であったものが、真宗朝には数百を上回るほどに激増したことを伝えている。北宋における閤門祇候の員数の推移は下表のごとくである。

表 19

時 代	員 数	備 考	出 典
太祖・太宗 真宗・天禧 1/9 ?	3.5員 数百をこえ除授やまず 員数欠少	削減方針	} 『長編』90
仁宗・天聖 6 英宗・治平 2 神宗・熙寧 4	濫授の傾向 9員 (定員 12) 23員	員数拡大の防止の方針 通事舎人も含む	
熙寧間 欽宗・靖康 1	6員 76員以上		閤門に員額を定めさす

表によると上述の『長編』天禧元年9月の記事に見える員数削減の方針が実行に移されたごとくで、『職官分紀』が伝える仁宗朝の官僚の上言では「真宗朝…時以員数闕少」とある。この史料によると、仁宗朝には恩例に借りて叙授を求める者が増えたといい⁵⁴⁾、やや濫授の傾向が看取されるが、その後は北宋末欽宗朝の76員を除いて少員数に抑えられたようである。こうして見ると、真宗朝の「数百を踰えて叙授未だ已まず」という状況は甚だ異常であったといえよう。ともあれここで注目されることは、三班使臣の員数が激増する真宗朝にかけて、閤門祇候

を兼帯する使臣の員数も同様に激増しているということであり、そこには然るべき理由が存在するものと考え⁵⁵⁾。

この点を考察するに当たり、閤門祇候兼帯使臣が任ぜられた差遣を分析してみることにする。梅原氏もその差遣について言及しておられるが、本稿では一般の三班使臣の差遣との相異に注目したい。第1章に掲げた三班使臣の差遣に関する表に閤門祇候兼帯の欄を設けておいたので、この表を用いて差遣に見る特色を分析・整理してみよう。

表 20 差遣別閤職兼帯率

差 遣	長 編			宋 史			備 考
	総 数	閤職数	%	総 数	閤職数	%	
A 知 州	27	18	67	20	9	45	すべて真宗・仁宗朝
知 軍	7	4	57	4	3	75	
群 寨 主	20	5	25	5	4	80	

B群	都	路・複数州	15	11	73	18	14	77	
	監	州・軍	19	12	63	4	3	75	
	監	県鎮城寨	8	4	50	1	1	100	
	押	州・軍	8	1	13	4	0	0	
	押	県以外	20	0	0	2	0	0	
	軍	複数州	0	0	0	1	0	0	
軍	州	2	0	0	0	0	0		
鈐 轄			2	1	50	4	3	75	
都 部 署			1	1	100	0	0	0	
C群	巡	都 巡 検	26	11	42	20	15	75	県は3例
	検	複 数 州	20	7	35	7	1	14	
	使	州	12	5	42	2	0	0	
	使	県 以 下	10	2	20	2	0	0	
D群	監	当 官	34	3	9	0	0	0	

上表は三班使臣の通常の差遣について、上述の表を統計的に整理したものである。典拠とした史料のうち『宋史』は専伝を持つ者の経歴を主として採録したので、当時の実態を窺う上で全面的には依拠し難く、従って分析は『長編』の数値を拠り所とし、『宋史』は参考するに止どめる。表中、高い就任率を示すものを挙げると、A群の地方長官では知州67%・知軍57%（知州軍では70%）、B群の監軍では路分あるいは複数州の都監73%・州軍都監63%（軍以上の都監では68%）・県鎮城寨都監50%⁵⁶⁾、C群の巡検使では都巡検使42%・複数州の巡検使35%・州巡検使42%である。以上の差遣に任ぜられた使臣の二・三人に一人は必ず閤門祇候を兼帯し、それも上級あるいは広域の差遣ほどその率が高いことがわかる⁵⁷⁾。僅か一件ではあるが、州あるいは軍政路の最高指揮官である都部署（この場合は滄州都部署）を拝命したケースも見受けられる。かかる傾向は『宋史』の数値からも同様に読み取られ、特に『宋史』においては、検出件数こそ少ないが、都監の上役で都部署と共に路・州の軍政に与る鈐轄への就任率の高さが目を引く。

この外、閤門祇候兼帯使臣が拝命した差遣・任務としては、梅原氏も指摘される契丹への慶賀使節や提点刑獄⁵⁸⁾の外、提拳捉賊⁵⁹⁾や提拳京城倉草場⁶⁰⁾、あるいは前述した謀叛がらみの重要案件の処理や対異民族最前線と中央との連絡などの臨時の要務を挙げることができる。

要するに、閤門祇候兼帯使臣は主に軍事・警察あるいは刑獄に関する上級資序の差遣や同じ資序でも広域を管轄する差遣など重要性の高い差遣に多く任用され、また臨時に皇帝の意を体した勅使的任務を遂行したのであった。

以上の3節で考察した諸点を勘案し、結論するに以下のごとくである。五代において純然たる側近官僚集団であった三班組織は、宋初の領土拡大にともなう使臣増員政策によってその特質を失った。しかし、従来の三班使臣が担ってきた皇帝の権力装置として主に軍事・警察に関する国政末端の要所を督御するという機能は、その皇帝近侍の職制により側近官僚としての特質を後天的に具有するに至った、閤門祇候を兼帯する使臣によって補完され、統一を完了した新たな段階における皇帝独裁体制の維持・強化が図られた。真宗・仁宗朝に見られる閤門祇候員数の増加傾向は、請託をうけての監授が主たる原因であったというが、その様な現象の背景には閤門祇候兼帯使臣の積極的育成という政治方針が胚胎していたものと考えられる。

結 語

唐代に内官の卑職として発生した三班使臣は五代に入ると外廷の側近官僚組織に転化し、宋初には五代的特質を一部に残すものの、量的・質的变化を余儀なくされて、やがてその内部に

閤門祇候兼帯使臣という新たな側近官僚集団を派生せしめることになった。しかし、その閤門祇候も獵官的とされて濫授の傾向を生じ、質的低下を来していった。

こうして見てくると、皇帝を中心に側近官僚集団が内より波紋状に生成されてきていることが窺えよう。集団の規模が拡大し、側近的色合いが薄れてくると、新たにより内なる側近集団が生まれてくるという一般的図式である。しかし、ここで看過してならないことは、唐・五代の三班使臣が皇帝との私的縁故によって起用され側近官僚として活躍したのに対して、宋代の閤門祇候兼帯使臣はその君側祇候という職制によって側近性を具有するに至った、すなわち制度を通じて生成された側近官僚であったという点である。隊伍より頭角を顕し、藩鎮を踏み台に登極した五代の皇帝、あるいは禁軍の長官殿前都点検であった宋の太祖、そしてその片腕として統一と政権の基礎固めに奮迅した太宗等は、その潜竜時代に多岐にわたる人脈を築きつつ政権を獲得していったのであるが、真宗以降の皇帝は宮中に潜竜時代を過ごしたため、その様な人脈形成において甚だ劣るものがあつたであろう。そこで、登極した彼らは改めて己の耳目爪牙を蓄養するべく、制度を通じて人材の蒐収を図つたものと考えられる。

ところで、閤門祇候の質的低下は取りも直さず側近官僚としての存在意義の喪失を意味するものであり、改めてこれを補完する皇帝の耳目爪牙的官僚が希求されたものと推測する。ここで注目されるのが、「寄班祇候」なる肩書を帯びた三班使臣、および「入内内侍省・内侍省」の使臣すなわち三班使臣を兼帯した内官の活動である。これらに就いての考察は続稿に譲る。

註

- 1) 梅原郁『宋代官僚制度研究』同朋舎、1985
- 2) 拙稿『唐・五代三班使臣考—宋朝武班研究その(一)—』(『宋代の社会と文化』汲古書院、1983)
- 3) 小岩井弘光『北宋の使臣について』(『集刊東洋学』48、1982)、梅原郁『宋代の武階』(『東方学報』〈京都〉56、1984)。なお梅原氏の玉稿は補訂のうえ註1)

に第2章として収録されており、今後本稿で引用する梅原論文とはこれを指す。

- 4) 三班使臣の起源に関して、梅原論文では『雲麓漫鈔』巻4の「使臣之義、始於藩鎮」の記事から、使臣の語がそもそも「節度使の使院を中心に辟召された幕職官」をさすものであつたかに理解しておられる(P106)。この点における筆者の見解との相異についてはかつて論じたところであり、ご参照いただきたい。「回顧と展望：中国—五代・宋・元」(『史学雑誌』95—1、1986)
- 5) 五代の三班使臣補任者は、後唐荘宗朝の内官を除き殆どが士人であり、それも皇帝に対し強い忠誠心を抱いた者たちであつた。本論に挙げた潜竜時代以来の旧臣の外、皇帝と姻戚関係にある者・皇帝親臣の縁故者・「死事臣」の子弟・父の蔭による者などを指摘することができる。彼らと皇帝との関係については改めて後述する。
- 6) 註2) 拙稿を参照されたし。
- 7) 筆者は五代の三班使臣に関して、唐代の令外内廷官に起源する枢密使および内諸司使等で構成された側近的官僚機構の末端組織にあたり、内諸司使等の要官に補す皇帝親信官僚を蓄養する母体であつた、との認識を得ている。軍事緊要な折から、かかる側近官僚は軍事面の任務を委ねられ活動したため、宋代に至ると文官に對置される武官として位置付けられ、三班使臣は五代の側近的官僚機構における班序のまま、武官の末端に据えられることになったと考える。なお、三班使臣の上に位置する内諸司使についての唐・五代における遡及的考察は後日行いたい。
- 8) 『文献通考』巻59、職官13、都総管の項に
宋朝馬歩軍都総管、以節度使充。副総管以觀察以下充。有止一州者、有数州為一路者、有帶兩路三路者。
とある。同項が引く『職略』によると、廟諱を避けて旧「部署」を「総管」に改めたという。都部署は五代・宋初に頻見される行營軍の総指揮官であり、これには(兵馬)都監を添差するのが一般であつた。
- 9) 『宋史』巻287、宋湜伝に
(宋湜)換如京副使…為環慶路都監。与知環州張從古、擅發兵襲敵。不与部署叶謀、又士卒有死傷者。責授供奉官。
とあり、環慶路都監宋湜が降格された由因のひとつに、部署に無断で用兵したことが挙げられているが、これよりすれば都監は管区の軍政に関して部署と協議することができたものと推測される。ところで同書巻349、竇舜卿伝に

寶舜卿…以蔭為三班奉職…辟府州兵馬監押。夏人犯塞。舜卿欲襲擊，拳烽求援於大將王凱。凱弗応。舜卿度事，急提州兵出戰，勝之。

とあり、この場合は監押であるが、緊急非常の際には独断で兵を動かしていることがわかる。統兵官の軍政に関し、臨機応変な弾力的関与を認められていたのではないかと考える。

- 10) 『宋史』卷 167, 職官 7, 巡檢使の項
- 11) 『宋史』卷 167, 職官 7, 監当官の項
- 12) 佐伯富『宋代走馬承受の研究—君主独裁権研究の一齣—』(『東方学報』〈京都〉9, 1938)
- 13) 『長編』卷 192, 仁宗・嘉祐 5 年 8 月乙酉の条
- 14) 三班使臣が犯罪事件の檢察や訴訟の裁決あるいは司法業務の監査など、いわゆる刑罰に携わった事例を『宋史』の列伝より挙げてみよう。

上官正 雍熙中，召授殿前承旨，屢遣鞠獄。
(卷 308)

張煦 (太宗朝) 遷殿直，歙州監軍。兇人黃行達弟坐法抵死。行達誣州將故入其罪。詔宣州通判姚鉉，与煦鞠之。即日決遣。
(卷 308)

秦羲 (太宗朝) 改西頭供奉官。決獄于淮南諸州。
(卷 309)

謝德權 (真宗朝) 改右侍禁…加閤門祗候…会有兇人劉嘩・僧澄雅，訟執政与許州民，陰構西夏為叛者。詔溫仲舒・謝泌鞠問，令德權監之。
(卷 309)

李允則 (太宗朝) 改左班殿直…使河東路，決繫囚，原治逋欠。又使荊湖，察官吏，与軫運使，檢視錢帛器甲刑獄。
(卷 324)

- 15) 三班使臣による官僚・将卒の訪察の事例としては、註 14) に挙げた李允則(「使荊湖察官吏」)の例の外、『長編』卷 111, 仁宗・明道元年五月癸酉の条に命内殿崇班閤門祗候劉永釗，点檢河北東西路城池器甲，仍密訪官吏能否及緣辺利害，以聞。

とあって、内殿崇班劉永釗が河北路の官吏の能否を密かに訪察し報告したことを伝えている。なお、彼が帯びた閤門祗候なる官職については後に詳述する。ところで又、『国老談苑』に「田錫知制誥。太宗命三班奉職出使，回上殿，因訪民間利病。錫上言曰…」とあって、三班奉職が民間の利病を報告している。

- 16) 三班使臣による辺備の検閲の事例としては、註 15) に挙げた内殿崇班劉永釗が河北路の軍事施設および武器の点検を行ない、辺防上の得失を視察して報告したことが指摘される外、『宋史』卷 268, 周瑩

伝に

周瑩，瀘州景城人…太宗潛邸時，瑩得給事左右。

即位，補殿直…遷供奉官…又使綏銀州，按辺事。とあり，太宗潛竜時代以来の旧臣である供奉官周瑩が西北辺境の綏・銀州に派遣され，辺防状況を視察したことが伝えられている。

- 17) 『宋史』の列伝によれば，太宗朝に供奉官石普が永興府下の諸県を寇掠する数百の賊を捕らえたこと(卷 324)，真宗朝に侍禁趙滋が京西の叛卒を捕らえたこと(卷 324)が知られる。

- 18) 『宋史』卷 309, 謝德權伝に
謝德權…遷内殿崇班，提轄三司衙司。德權為設條制，均其差使。

とある。ところで同書卷 470, 趙贊伝に「趙贊…遷供奉官閤門祗候…令專鈎鉤三司簿」とあり，三司帳簿の監査を命じられたことが知られる。

- 19) 『宋史』の列伝によれば以下の諸例が検出される。

李允正 以蔭補供奉官，太平興國中，掌左藏庫，屢得升殿奏事。
(卷 273)

魏震 (太宗) 因召眞邸中。即位，補殿直…從征河東，掌行在左藏庫。
(卷 309)

安忠 事太宗藩邸，殆二十年。太宗即位，授東頭供奉官，掌弓箭庫。
(卷 276)

劉蒙正 乾德中，以蔭補殿直。遷供奉官…(太宗朝) 又掌朝服法物庫。
(卷 263)

- 20) 『宋会要』の職官 11, 三班院の項に
太宗太平興國六年二月，命御厨副使楊守素・供奉官簿備韓令宝，同檢点供奉官殿直承旨三班公事。

とあり，また『宋史』卷 273, 李允正伝に
(李) 允正…以蔭補供奉官…雍熙中，与張平同掌三班

とあって，宣徽院から三班が分離独立した太宗朝に，当時三班使臣の最上位にあった供奉官がこれを統べたことが知られる。

- 21) 『宋史』の列伝によれば以下の事例が検出される。

楊允恭 (太宗朝) 改内殿崇班。時緣江多賊，命督江南水運，因捕寇党。
(卷 309)

謝德權 (真宗朝) 遷内殿崇班…又命提總京城四排岸，領護汴河，兼督輦運。
(卷 309)

高繼宣 以恩補西頭供奉官，惠民河巡督漕船。
(卷 289)

- 22) 『宋史』卷 309, 楊允恭伝に「楊允恭…太平興國中，以殿直掌廣州市舶」とある。

- 23) 『宋史』卷 309, 秦羲伝に「秦羲…改西頭供奉官…提点淮南西路茶塩」とある。

24) 契丹正旦・生辰使節には文官の正使と武官の副使が任命されるが、武官は三班使臣が殆んどを占め、その悉くが後述の閤門祇候を帯びている。

25) 『宋史』巻 326, 張君平伝に

天聖初, 議塞滑州決河。以君平習知河事, 命以左侍禁, 簽書滑州事兼修河都監。

とあり, また『長編』巻 118, 景祐三年五月辛卯の条に

以儀鸞使雅州刺史内侍副都知王守忠, 為瀘州修河鈐轄。内殿崇班李保懿為都監。

とある。なお、『長編』中には三班使臣が河川修築の監督に任じた事例が頻見される。

26) 『宋会要』儀制 6, 羣臣奏事の項に

旧制, 総管至駐泊都監, 并内職閤門祇候以上差知州軍監・巡檢, 並上殿。慶曆以来, 諸路大提拳捉賊・諸路安撫副使・都監, 亦聽上殿。

とあり, 同景德三年八月十三日の条に

詔閤門, 自今河北河東陝西沿辺・川峡広南兵馬都監閤門祇候以上, 許上殿。自余有公事, 令実封以聞。

とあり, また『統墨客揮犀』, 武臣上殿不得過為文飾の項に

慶曆中, 河北大水。仁宗憂形於色。有走馬承受公事使臣到闕, 即時召對, 問河北水災何如。使臣對曰, 懷山襄陵。又問百姓如何。對曰如喪考妣。上默然。既退, 即詔閤門, 自今武臣上殿奏事, 並須直說, 不得過為文飾。

とあって, 地方官では閤門祇候を帯びた知州軍監,

軍事担当では駐泊都監や諸路安撫副使・都監あるいは閤門祇候を帯びた沿辺の兵馬都監及び走馬承受公事, 警察関係では閤門祇候を帯びた巡檢使や諸路大提拳捉賊などの差遣に就いた三班使臣の升殿奏事が許されていた。また本文中の史料にあるごとく, 臨時に拝命した任務の性格によっては升殿奏事が許されたものとする。註 19) に示した李允正の場合, 左藏庫を管掌し「屢得升殿奏事」とある。

27) 『文献通考』巻 315, 輿地 1

28) 『文献通考』巻 152, 兵 4 が載せる嘉祐 7 年の韓瑜の上言によると, 北宋前半期の兵員数の推移は下表の如くである。

表 21 北宋前半の兵員数

時代	総兵員数 (人)	禁兵数 (人)
太祖・開宝	378,000	193,000
太宗・至道	666,000	358,000
真宗・天禧	912,000	432,000
仁宗・慶曆	1,259,000	826,000

表によると太宗朝末から真宗・仁宗朝にかけて兵員数が激増していることがわかるが, かかる傾向はそのまま沿辺屯戍兵員数の推移と見なしてよからう。とするならば, 屯戍兵の統轄に与る都監・監押など三班使臣が任ずる軍事関係の職事も, 兵員数の増加に伴って激増したものと推測される。

29) 註 3)

30) 表 22

表 22 三班官種の増設

時代	官名							未入流		
	東西頭供奉官	左右班直	殿前承旨	借職承旨	三班奉職	三班借職	三班差使	三班借差	殿侍	
唐代										
五代 宋・太祖										
太宗 端拱中						借職承旨				
淳化 2/1		内殿崇班		左右侍禁		三班奉職	三班借職			
真宗 大中祥符 2/1	内殿承制							三班差使	三班借差	殿侍
品位	正 8	正 8	從 8	正 9	正 9	從 9	從 9	※大中祥符の設官に非ず		

〈出典「通鑑」「旧五代史」「宋史」「長編」〉

31) 『長編』巻 22, 太平興国六年二月の条。三班組織の実質的な独立であるが, これによって五代における要職であった宣徽院使は, 職事中最も重要な業務を失い, これ以降形骸化の一途をたどる。拙稿「唐宋

時代の宣徽院使について一主に五代の宣徽院使の活動に注目して一」(『北代史学』18, 1978) を参照されたし。

32) 『長編』巻 28, 雍熙 4 年 7 月の条

- 33) 『長編』巻75, 大中祥符4年4月丙寅の条
- 34) 『宋史』の列伝によると牙職より任官した事例として以下のものが検出される。
 李允則 蔭補衙内指揮使, 改左班殿直。(巻324)
 王承衍 署以牙職, 開宝初, 補内殿供奉官都知(巻250)
 張鼎 以賞為牙將…以功補下班殿侍三班差使(巻326)
- 35) 三司吏より任官した事例としては, 三司小吏より左侍禁に拔擢された李溥が指摘されよう(『宋史』巻299)。
- 36) 進士あるいは諸科不合格者が三班に補される場合もあった。盧鑑は「累舉進士不中, 授三班奉職」と伝えられ(『宋史』巻326), 史方は「応周易学究不中, 補西第二班殿侍」と伝えられている(『宋史』326)。
- 37) 『二十二史劄記』巻25, 宋恩蔭之濫
- 38) 『宋史』巻159, 選舉志5, 蔭補
- 39) 『長編』巻84, 大中祥符八年正月己丑の条。これより承天節・南郊の恩例を表示すると以下の如くである。

表23 承天節・南郊の恩例

臣僚の官職	子弟蔭補の官	
(A) 承天節	子	弟姪孫
宰臣, 樞密, 節度帯平章事(使相)	東供奉	左侍禁
樞密使, 參知政事, 樞密副使, 宣徽節度使	西供奉	右侍禁
左右僕射, 太子三少, 御史大夫, 文明・資政殿大學士, 諸行尚書	左侍禁	左殿直
三司使, 翰林・資政殿・翰林侍讀侍講・龍圖閣・樞密直學士, 左右常侍, 上將軍, 統軍, 太常・宗正卿, 御史中丞, 左右丞, 諸行侍郎, 兩使留後, 觀察使, 內侍省使	右侍禁	右殿直
給事, 諫議, 中書舍人, 知制誥, 龍圖閣直學士・待制, 三司副使, 防禦・團練, 客省, 引進, 四方館, 閣門使, 樞密都承旨	右殿直	奉職
大卿監, 帶職少卿監, 諸州刺史	奉職	借職
(B) 南郊	子	弟姪孫
刺史以上は「承天節」と同じ		
諸衛大將軍, 少卿監, 諸行郎中, 帶職員外郎, 內諸司使, 樞密諸房承旨	奉職	借職
諸衛將軍, 諸司副使	借職	
樞密諸房副使承旨	同学究出身 →借職	

※官名は史料にあるまま記した。

- 40) 数例を表示すると以下の如くである。

表24 (a)

契丹・西夏の来降者	三班官	長編
契丹供奉李信	供奉官	巻55
契丹閣門使寇卿の子, 用和	奉職	50
契丹婦人張惟良	〃	122
契丹奚王知客陽勅	借職	54
契丹平州牙校韓守米	〃	〃
李元昊防禦使囉埋	右殿直	124
李繼遷の子, 阿尹克元	借職	

(b)

少数民族の首長等	三班官	出典(長編)
綿化黃慶集	奉職	巻64
内付白豹寨都指揮使裴永昌	〃	巻123
西蕃策ト善沁	〃	126
西蕃首領策ト騰沁	〃	〃
蛮酋鄧文志・黃文晟・黃土元	〃	巻152
西界努瑪族団練使瑪爾布	殿直	〃

- 41) 註1) (P133~P142)
- 42) 『宋史』巻166, 職官志6, 東西上閣門
- 43) 宮崎市定「宋代官制序説—宋史職官志をいかに読むか—」(佐伯富編『宋史職官志索引』所収, 1963, 東洋史研究会)
- 44) 『長編』巻19, 太平興国3年11月丁亥の条に
 遣供奉官閣門祗候吳元載・太常寺太祝毋古, 為契丹正賀使。元載, 延祚之子也。
 とあるのが, 筆者管見の限り始見である。
- 45) 『宋会要』47, 儀制3, 朝儀班序の項の太祖・乾徳2年2月1日の条に
 詔, 重定内外官儀制。有司請, 令上將軍在中書侍郎之下, 大將軍在少卿監之下, 諸衛率副率在東宮五品之下, 內客省使視大卿, 客省使視大監, 引進使視庶子, 判四方館事視少卿, 閣門使視少監, 諸司使視郎中, 客省・引進・閣門副使視員外郎, 諸司副使視太常博士, 通事舍人從本品, 供奉官視諸衛率, 殿直視副率, 樞密承旨視四品朝官, 兼南班官諸司使者從本品, 副承旨視寺監丞, 諸房副承旨視南省都事, 凡視朝官者本品下, 視京官者在其上。
 とあり, 横行の內客省使以下三班使臣に至る武官の寄祿官と樞密承旨等官職に関して, 文官寄祿官との視品(対応)関係が規定されている。ところで, 同項太宗・淳化4年6月の条に

詔, 金吾左右衛上將軍在尚書下, 六統軍諸衛上將軍在中書侍郎下, 節度使在常侍之上, 觀察使在秘書監之上, 防禦・団練使在庶子之下, 刺史

在太子僕之下，昭宣使視品同閤門使，内殿崇班及閤門祇候視贊善太夫，侍禁視副率，殿直視著作郎，奉職借職在幕職官上，枢密承旨視少卿監，副承旨視洗馬，余如旧制。(傍点は筆者)

とあり，昭宣使・内殿崇班・侍禁・三班奉職・三班借職などの武官寄禄官と閤門祇候の視品の規定，および殿直・枢密承旨の視品の改定が指揮されている。昭宣使（淳化4年2月設置）および内殿崇班以下借職までの寄禄官が，すべて乾徳2年以降に設けられたものであることを考えると（註30参照），この詔は乾徳2年2月に制定された「内外官儀制」についての，新設官の視品の規定を含んだ追加修正措置であったと考えられる。とするならば，内殿崇班と併記されている閤門祇候もまた乾徳2年から淳化4年の間に制度上正式な官職として設置されたのではないかと推察される。

46) 『長編』巻194，嘉祐6年7月壬辰の条に
太常礼院及整肃禁衛所並言，請自今駕出，以閤門祇候并内臣各二員，扶駕頭…定制。

とある。

47) 『宋史』巻290，曹利用伝に
曹利用…改右班殿直…契丹寇河北，真宗幸澶州…使王繼忠議和，折可使契丹者。利用適奏事行在。枢密院以利用応選。帝曰，此重事也，毋輕用人。明日枢密使王繼英又薦利用。遂授閤門祇候・崇儀副使…和議遂定。利用奉約書以歸。擢東上閤門使。

とある。ところで，これによると曹利用は崇儀副使で閤門祇候を兼帯したかに受け取られるが，閤門祇候には三班使臣が任用されるのが常制であった。曹利用の場合は『長編』巻58，景德元年十月の条に「授利用閤門祇候，仮崇儀副使」とあり，遼との交渉を委るに当り，宋の全權大使としては殿直の卑階が憚られたため，諸司副使身分を仮授したものと考えられる。同年十二月丁亥の条に「以殿直閤門祇候曹利用為東上閤門使」とあって，和議成立後，改めて殿直から閤門使に破格の抜擢をしている。

48) 註15) 参照

49) 『宋史』巻463，郭崇仁伝

50) 尤も閤門祇候兼帯使臣の中には閤職就任前から皇帝と私的縁故をもつ者もあり，彼らは就任後，皇帝との信頼関係を更に強めたものとする。

51) 『長編』巻117，景祐2年10月戊辰の条に

詔，挙閤門祇候，自今須嘗経辺任，有材武善弓馬者，乃聽之。

とあり，また同書巻118，景祐3年6月己酉の条に

詔，自今挙使臣為閤門祇候者，須歩射弓力九斛，騎射七斛為合格。仍送三班院，景策辺事，然後臨軒覆試之。

とある。

52) 『長編』巻142，慶暦3年8月乙卯の条に
詔，閤門祇候曾任知州軍・提点刑獄公事者，依七品例贖銅。

とある。因に三班使臣は8品と9品に位置する。

53) 『長編』巻141，慶暦3年5月癸巳の条に
翰林学士承旨丁度等言，比奉詔詳定帥臣見所部儀制，請自今閤門祇候及路分都監以上，見四路招討使，序上公參，供奉以下者庭參，其走馬承受及非通轄者，勿拘此。從之。

とある。

54) 『職官分紀』巻44，閤門祇候の項に
天聖六年，上封者言，三班使臣帶閤門祇候，並代諸司使副使差遣。窃以，太宗時，閤門祇候人数不多。真宗朝，置諸路提点刑獄，以閤門祇候同充。時以員数闕少，特令臣寮奏舉久歴外任有勞績者任之。自後限以七人奏舉除授。近年，皇親及臣寮，過聖節，及差遣并亡殯遺表，有陳乞。走馬承受亦以三年承例，不問有無才幹，並特轉閤門祇候。欲望，自今供奉官合該轉者，並只与轉内殿崇班，其在京及外任自来差閤門祇候勾当去處，令枢密院相度，選差侍禁以上使臣充填。從之。

とあって，真宗朝に少員数に抑えたものの，仁宗朝には聖節の恩例や殉職者の遺表に借りた請託，あるいは走馬承受公事の恩典によって，閤門祇候兼帯使臣が濫りに増えるとともに，その質的低下が生じてきたことを窺わせる。

55) 真宗朝の官僚数については，古垣光一氏の論考がある。「宋代の官僚数について」(『アジア史研究』〈中央大〉8)

56) 『長編』巻160，慶暦3年5月癸巳の条に
詔，陳留・雍邱・襄邑・尉氏・咸平・陽武等六県兵馬都監，自今開封府及府界提点司，更挙閤門祇候曾經外任者為之。

とあり，開封府下の諸県の兵馬都監は閤門祇候より選任されたことがわかる。

57) 前掲の表を利用して，寄禄官別の差遣に見る閤門祇候兼帯率を整理したのが下表であるが，寄禄官により担う差遣の種類には違いが見られるものの，総じてどの寄禄官にあっても高資序・広域差遣における閤職兼帯者の就任率が高いことがわかつた。

表 25 寄禄官別の差遣における閑職の就任率

差遣	内殿承制			内殿崇班			供奉官			侍 禁			殿 直			その他	
	a	b	%	a	b	%	a	b	%	a	b	%	a	b	%		
A 知 州 知 軍 郡 寨 主		4	4	100	3	5	60	6	8	75	3	5	60	2	3	67	奉職・借職1
		0	0	0	2	2	100	1	2	50	1	1	100	0	1	1	
		0	2	0	0	1	0	0	2	0	3	8	38	2	5	40	
B 都 路・複数州 監 州・軍 郡 県 鎮 城 寨		2	2	100	4	8	50	3	3	100	2	2	100	0	0	0	
		2	3	67	0	2	0	3	4	75	6	7	86	1	1	100	
		0	0	0	2	2	100	2	4	50	0	3	0	0	0	0	
郡 監 州・軍 押 県 以 下		0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	1	4	25	
		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	11	0	0	5	0	
C 鈐 轄 郡 都 部 署		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	100	0	0	0	
		0	0	0	1	1	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
巡 巡 檢 州 郡 複 数 州 使 州 以 下 県 以 下		1	1	100	0	9	0	5	9	56	2	3	67	3	4	75	
		0	1	0	1	2	50	1	2	50	2	5	40	3	6	50	
		0	0	0	0	0	0	2	2	100	1	5	20	2	4	50	
D 監 当 官 郡		1	1	100	0	0	0	0	0	0	1	2	50	0	4	0	
		0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	

※ a 欄は総数 b 欄は閑職兼帯者数 数値は『通鑑』による。

- 58) 表 7 を参照
- 59) 表 8 を参照
- 60) 表 6 を参照